

## 文化審議会著作権分科会国際小委員会国際裁判管轄・準拠法ワーキングチーム

## 中間報告

2009年8月12日

## I. 経緯

前期の国際小委員会では、国際的な著作権等の保護と利用促進の観点から、今後、我が国が取るべき国際対応のあり方について検討が行われた。その結果、優先的に検討すべき課題の一つとして、著作権等の利用及び侵害が国境を越えて行われるケースが急増する中で、著作権に関する訴えの国際裁判管轄及び準拠法に関する世界的なルールの不存在が、権利執行や円滑な利用の障壁となりつつあるとの問題意識が提示され、ルールのあり方について検討をすべきとされた<sup>1</sup>。

国際裁判管轄については、条約レベルでは、1996年よりヘーグ国際私法会議で国際裁判管轄および外国判決の承認・執行に関する包括的な多国間条約（「民事及び商事に関する裁判管轄及び外国判決に関する条約」）作成が試みられ、1999年には特別委員会において条約準備草案が採択された。しかしながら、各国の意見に相当の隔りがあり、同草案の審議の見通しがたたず、結局、2005年に対象範囲を管轄合意に限定した「管轄合意に関する条約」が採択されるにとどまっている。他方、国内に目を転じると、現行民事訴訟法には、国内裁判管轄の規定は存在するが、国際裁判管轄についての明文規定は存在せず、裁判実務においては、最高裁判決（最高裁判所昭和56年10月16日判決（マレーシア航空事件）及び最高裁判所平成9年11月11日判決）で示された判断基準を前提として、国際裁判管轄の有無が判断されている状況である。なお、社会経済の国際化にともない、国際裁判管轄の判断基準の明確化への要請はますます高くなっている状況を鑑み、法務省の法制審議会は、平成20年10月に国際裁判管轄法制部会を設置し、平成22年通常国会への国際裁判管轄法制に関する法案提出を目指し、検討を進めている。また、準拠法については、条約レベルでは、準拠法の原則に関し一義的には定まらないが、ベルヌ条約第5条2項<sup>2</sup>を根拠とする

<sup>1</sup> 平成20年度国際小委員会の審議の経過について（平成21年1月26日）（抜粋）

②.国際対応の観点から今後優先的に検討に着手すべき課題

1. に示された国際情勢の分析を踏まえ、国際対応の観点から今後検討すべき課題として、次の4点を抽出した。(2)国境を越えたエンフォースメントの実効性確保に向けた対応

一準拠法及び国際裁判管轄に関し、我が国の著作権関連ビジネスの円滑化に資する国際ルールのあり方について、米国や欧州において検討が進められているモデルも踏まえつつ検討する。…また、これら課題のうち、とりわけ優先的に検討すべき課題について審議を行い、以下の意見が提示された。

・…また、準拠法及び国際裁判管轄のあり方については、米国及び欧州での検討に遅れをとることなく、我が国としても国益の観点から如何なる形が望ましいのかについて検討を進めるべきである。

<sup>2</sup> 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約（抜粋）

第5条（保護の原則）

(2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらず。したがって、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。

との見解が日本では通例である。また、国内法については、2006年に「法の適用に関する通則法」が制定され、その立案過程において、国境を越えた知的財産権の侵害についても議論された。しかし、この点については、特段の規定は設けず解釈にゆだねることとされたため、国境を越えた著作権に関する契約や権利執行の態様の複雑性に鑑みれば、依然として、ビジネス上十分な予見可能性が確保できていないとの指摘がなされている<sup>1</sup>。

他方、海外に目を転じると、ヘーグ国際私法会議における国際裁判管轄及び外国判決の承認執行の議論を契機に、米国では、アメリカ法律協会が、欧州では、知的財産における法の抵触に関するヨーロッパ・マックスプランクグループが、知的財産権の涉外民事訴訟に関し、自国又は地域の商慣行や事情に配慮した国際裁判管轄、準拠法及び外国判決の承認執行のあり方の検討を進めている。また、第16回世界知的財産権機関（WIPO）著作権等常設委員会（SCCR）（2008年11月）においては、EUよりSCCRにおいて新たに提起すべき課題の一つとして提案されている（但し、この際には途上国の反対で見合わせるものとされた）。

以上のように、国際裁判管轄及び準拠法に関する議論については、直ちに、国際的な論議が進展する状況とは言えないものの、我が国としても、著作権に関する訴えについて、国益の観点から、どのように対応すべきか、予めスタンスを明確にしておく必要があると考えられることから、平成21年4月、文化審議会著作権分科会国際小委員会の下に国際裁判管轄・準拠法ワーキングチームを設置し、検討を開始した。

## II. 目 的

本ワーキングチームでは、主として以下の3点を目的としている。

### 1. 今後予想される国際交渉に向けた我が国のスタンスの明確化

- ・ 「国益の視点」から、日本としてのスタンスの明確化を図るとともに、望ましいルールのあるあり方を提言する（権利主体又は利用主体の視点、現在と将来のビジネスの海外展開の状況その他諸要因について、欧米の学説・判例等との比較を踏まえ検討する）。
- ・ 著作権法を政策的色彩が強い権利として捉えるのか、又は、通常の私法とみなして検討するのか、特定の前提に立つのではなく、国際交渉の場での議論の動向に十分対応できるよう、考え得るケースを可能な限り広く想定しつつ、ケース毎に最適なルールのあり方を整理する。

### 2. 法律専門家と実務家との間での情報共有化による問題意識の醸成

---

<sup>1</sup> 2004年の国際小委員会報告書では、国際裁判管轄及び準拠法のあり方について論じられ、国境を越えたインターネット上の著作物の利用及び侵害行為が増加していることを踏まえ、ベルヌ条約第5条2項の解釈の明確化を図るべきとされている。また、2008年の知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会で取り上げられているほか、学界においても国際裁判管轄及び準拠法のあり方に関する検討が進められている。

- ・ これまでの公的な場では、著作権に関する訴えについて国際裁判管轄・準拠法に係る議論が十分に行われておらず、適切な議論が行われないままに、特段の問題が存在しないと結論づけられているおそれがあることから、これを契機に一般の理解醸成を図る。
- ・ コンテンツ産業の海外展開施策については、資金支援や契約モデルガイドライン等のあり方が論じられているが、国際裁判管轄・準拠法の問題が、ビジネス展開上のリスクとなっている可能性を踏まえ、これら施策当局への情報提供や働きかけを通じて、コンテンツの海外展開の円滑化に資する。

### 3. 欧米における国際裁判管轄・準拠法に係る判例及びルール形成動向の収集・整理

- ・ これまで、著作権に係る国際裁判管轄・準拠法に係る外国の判例及びルール形成動向等の体系的整理は、行われていなかったことから、これを契機に、収集・整理を行う。

## III. 検討状況

### 1. 主な論点

本ワーキングチームでは、法制審議会で国際裁判管轄法制に関し検討が進められている現状も鑑み、まず国際裁判管轄ルールの在り方について主に以下の論点について検討することとした。

2009年4月から計6回にわたり、ワーキングチームにおいて、各チーム員より、国際裁判管轄をめぐる条約、日本及びフランス、ドイツ、アメリカ、イギリスの状況について報告するとともに、審議を行った。

#### ○専属管轄

- ・ 著作権の登録に関する訴えを専属管轄化すべきか。
- ・ 著作権侵害、著作権の有効・無効の訴えを専属管轄化すべきか。

#### ○外国判決の承認・執行

- ・ 国益上、外国判決の承認についてどのように考えるべきか。

#### ○国際訴訟競合

- ・ 国際訴訟競合についてどのように考えるべきか。

#### ○対抗立法

- ・ 著作権侵害の文脈でどのような場合に対抗立法が考えられるのか。また、それが有効・適切か。

前述の通り、本ワーキングチームでは我が国政府が外交会議の場でどのようなスタンスで望めばいいのか、という点について検討することとしているが、外交会議での立場と国内法制との間で矛盾が生じることは避けるべきであることから、著作権に関する訴えの国際裁判管轄の規律の在り方、とりわけ「国際裁判管轄法制の中間試案」に挙げられている事項、すなわち専属管轄を中心に、以下のような議論が行われた。

## 2. 専属管轄について

### (1) 著作権の登録に関する訴えを専属管轄化すべきか。

#### (a) 専属管轄化すべきとする意見

- ・ 外国の裁判所が日本の著作権登録実務に精通しているわけではないので、外国判決を得たとしても、その執行の段階で混乱が起き、新たな紛争が起こる可能性があるのではないか。
- ・ 移転登録を命ずる判決は、名宛人を私人としているものの、実質的には外国の国家機関である裁判所が、日本の行政機関に対し命令していることとなり、これはいかなる国も他国により行われる公権力行為の当否を問題とすることはできないという国際法上の原則に反しているのではないか。
- ・ 著作権法が文化・産業政策と密接に関連しており、国家の強い関心がある強行的適用法規であるならば、その適用確保という観点から、専属管轄とすべきではないか。
- ・ 著作権の登録に関する訴えを専属管轄化した場合の不便さとして、日本で改めて裁判をする必要があるとの指摘がある。しかし、専属管轄としない場合であっても執行のために日本で裁判が必要である。したがって、非専属管轄化はその不便さの解消にはならないのではないか。他方、これを専属管轄化しても、権利譲渡自体の訴えについては専属管轄ではなく、外国裁判所での判決を取得し、日本でその判決に基づいて登録の訴えを提起すれば、不便さはないのではないか。

#### (b) 専属管轄化すべきでないとする意見

- ・ 営業譲渡など包括的財産の移転の場合に、他の移転、取消、解除については契約上合意している裁判所で一括して請求することができるのに、知的財産権の移転登録請求に限って、合意管轄した裁判所で一括して請求できず、各国の裁判所で請求しなくてはならないのは非常に不便である上に、その合理的理由が見あたらないのではないか。
- ・ 著作権の登録は、通常、公示のために行われるものであり、しかも実体的な権利関係に基づいて行われるものにすぎず、国家との関係は薄いことから、登録国以外の国の裁判所が判決を下しても、登録国の国家主権に介入することにはならないのではないか。
- ・ 登録手続は原告及び被告となるべき人の共同申請を義務付けていることから、登録を命ずる判決は、あくまで当事者に対し意思表示を命ずるものであり、国家に

対する命令ではないので、専属管轄とすべき根拠はないのではないかと。

- ・ 歴史的に土地に関する訴えについては専属管轄が認められているようであるが、その帰属を外国裁判所に認めることには領土主権を脅かされるとの配慮があろう。したがって、不動産登記の訴えについては専属管轄化には合理性があっても、登記・登録の訴え一般にまで専属管轄化を認める根拠はないのではないかと。
- ・ 「著作権の登録」を政府機関による登録に限るのか、民間機関による登録であっても法令に基づく登録（たとえばSOFTICによるプログラム著作物の登録）であれば含むのか、民間機関による法令に基づかない登録（JASRACによる委託著作物の「登録」）まで含むのか、明確にする必要がある。

専属管轄化すべきか否かといういずれの立場にせよ、専属管轄の適否は、「登記又は登録の訴え」か否か、で判断すべきではなく、他の観点から判断すべきではないか、との意見が多かった。また、専属管轄化する根拠と射程を明確にしないと、仲裁ができるか否かも明確にならず、実務上大きな不利益を被るとの意見もあった。

## (2) 著作権侵害、著作権の有効・無効の訴えを専属管轄化すべきか。

(2-1)著作権侵害等の訴えの専属管轄化に関して検討するにあたり、登録により発生する知的財産権（特許権など）とそうでない知的財産権（著作権など）とで区別すべきか、という点についても議論した。専属管轄化に関して、以下のように登録により発生する知的財産権か否か区別する理由はない、とする意見が多かったが、専属管轄としない場合には、日本国内では日本の特許の無効訴訟を裁判所に提起できないのに、外国の裁判所では可能、という点の合理的な説明ができるのか、という問題提起があった。

- ・ 例えば、米国企業が日本で商標を国内出願した場合には、日本で効力を有する商標権の存否又は効力に関する訴えは日本の裁判所に専属することになるが、米国企業がマドリッド・プロトコルにより日本を指定して商標を国際出願した場合、日本で効力を有する商標権の存否又は効力に関する訴えはWIPO事務局の存在するスイスの裁判所に専属することとなる。同じように日本で拘束力を有する商標権について、登録の所在地で専属管轄地を違えることに果たして意味があるのか。
- ・ 日本国内では日本の特許の無効は特許庁のみが判断でき無効確認訴訟を裁判所に提起できないのは、日本の争訟制度における裁判所と特許庁との職能分担の結果であるから、争訟についてこのような職能分担を行っていない外国の裁判所では無効判断までできるとすることも不合理ではないであろう。

(2-2)また、著作権侵害、著作権の有効・無効の訴えを専属管轄化すべきか、という点については以下のとおり、双方の立場の意見があった。

### (a)専属管轄化すべきであるとする意見

- ・ 著作権法（各条文及びその解釈も含む）は、各国の文化・産業政策が色濃く反映されていることから、著作権侵害、著作権の有効・無効の訴えは、他国の裁判所による著作権法の解釈を排除すべき公益性ないし公序上の必要性は大きいのではないかと。

- 表現の自由は、一国の民主政体の根幹に関わる問題であることから、表現の自由との関係を考慮すべき法律である著作権法は外国裁判所の解釈に委ねるべきではないのではないか。
- 他国の裁判所が日本著作権法の解釈において、当該国の著作権政策に基づく特有の法解釈を行い独自の判例法理を形成することは、著作権制度に対する我が国の立法政策を歪め、ひいては我が国司法の空洞化を招くことになり、我が国の国益上問題があるのではないかと。
- すべての法律には各国の立法政策が反映され多かれ少なかれ公益性ないし公序上の必要性は存在するが、問題は、他国によるわが国の国家政策への介入を許容できる性質のものか否かにある。婚姻制度も養子制度も国家が成立する以前から存在する法の保護に値するものとして全世界に普遍的に存在する。しかし、著作権や特許権は、国家の文化・産業政策によって初めて法的保護を受けるものであって、他の法制度とは性質が大きく異なる。
- 専属管轄の肯定は、複数国における訴訟において、両当事者がある法廷地で一括して問題解決をしたいと考える際には、国家の判断が介入しない「仲裁」を利用することができるので、当事者自治を排除することにはならないのではないかと。
- 権利制限規定の適用が問題となるような訴えを専属管轄とすれば、契約に関する訴えについて合意管轄を認めたとしても、ライセンス側が権利制限規定の解釈を持ち出すことによって契約に関する訴えの非専属管轄の実効性を失わせることができるとの懸念があるが、契約の解釈において権利制限規定の解釈を持ち出すことができる事態は理論的には考えられても普通に生ずるものではないのではないかと。
- 最初の著作権者と著作権の効力の問題は他国の裁判所による著作権法の解釈を排除すべき公益性ないし公序上の必要性は大きいと、著作権の譲渡・ライセンスの問題にはその必要性はない。著作権の譲渡・ライセンスの非専属化で著作権取引の国際化に対応できるのではないかと。

#### (b) 専属管轄化すべきでないとする意見

- 例えば、離婚原因についても各国の家族政策に密着して制定されているにもかかわらず、離婚訴訟については専属管轄とされていない。ましてや条約を通じて標準化が進んでいる著作権制度について専属管轄とすべき合理的理由が見あたらないのではないかと。
- 例えば、外国の裁判所で認知の訴えが提起され、請求を認容する判決が確定した場合、その外国判決について一切承認しないのではなく、承認の要件を満たせばその外国判決の効力も認めている。このような公益性が非常に高いものも専属管轄としていないのに、財産関係の訴えである著作権侵害訴訟について専属管轄とすべき説得的理由が見当たらないのではないかと。
- 専属管轄の肯定は、複数国における訴訟において、両当事者がある法廷地で一括して問題解決をしたいと考える際にそれを認めないという帰結となるが、いかなる理由があっても当事者自治を全面的に排除することを正当化するほど、著作権法には高度の政策性があるのか。また、国際著作権紛争を一回で解決することで

訴訟コストが下がり、より多くの権利者が裁判所にアクセスすることが容易になるのではないか。

- ・ 専属管轄を排し、裁判所が外国の強行適用法規を適用し、承認し合って、判決の実効性の国際的な流通を高めた方が、長期的な観点からみると日本企業にとって有利なのではないか。
- ・ 専属管轄としてしまうと、判決の相互保証をもとめる中国等においては、日本の裁判所での判決を承認・執行してくれず、中国の裁判所でしか訴訟ができないことになり、これは日本のコンテンツ産業の戦略を考えたときに、国益という観点から問題がないのか。
- ・ 権利制限規定の適用が問題となるような訴えを専属管轄事項とすれば、契約に関する訴えを非専属管轄としても、ライセンサー側は権利制限規定の解釈を持ち出すことによって契約に関する訴えの非専属管轄の実効性を失わせることができることになるのではないか。
- ・ 専属管轄化の主張の根底には、外国裁判所による内国法の解釈適用に対する不信感、あるいは外国抵触法に対する不信感があると思われる。しかしながら、外国裁判所が内国法を誤って解釈するリスクがあるのは法律全般で言えることであって、著作権法だけ特別扱いする説得的理由は見あたらないのではないか。

### 3. 外国判決の承認・執行について

外国裁判所によるわが国著作権法の解釈が看過できない状態になったときに備えて、外国判決の承認・執行において実質的再審査禁止の原則を緩和すべきではないかとの指摘がなされた。しかしながら、著作権制度のみ緩和するという制度はいびつであり、実現が難しいのではないかとこの指摘もなされた。

### 4. 対抗立法について

対抗立法（外国法の広汎な国際的適用の影響を減殺することを目的として制定される法。とりわけ自国民を外国国家機関の命令等から救い出す規定。）について、著作権に関しては、以下のような措置が考えられるのではないかとこの意見があった。

- ・ 外国著作権法が TRIPs 協定に違反しているというパネルによる判断が下されたが、当該国が勧告に従わない場合への何らかの対抗措置
- ・ 著作権に関するものも含め、国際民事紛争一般に関し我が国裁判所が米国ディスカバリー命令に対し証拠提出の差止命令を個別に行えるような民事訴訟法の特則となる措置

しかしながら、前者については、こうした外国判決は当然公序違反ということで日本の裁判所では承認・執行されないだろうし、日本にライセンサーが存在する場合には、当該ライセンサーに対するロイヤリティ支払い請求権等の債権を日本において仮差押さえする等の形で回収を図ることもできるので、立法化する実益は限定されるものにな

るのではないか、との意見があった。

また、後者についても、このような差止命令をもってディスカバリー命令を拒絶した場合、米国での訴訟で日本企業に不利な判決が出る可能性がある。その場合、日本の裁判所が承認執行を拒否する、というところまで徹底しないと対抗立法の意味がないのではないか、との意見があった。また、アメリカの裁判所で日本その他海外の訴訟支援のためにディスカバリー手続を利用する等、日本企業にとって有利に働く局面もあるのではないか、との意見もあった。

いずれにせよ、実効性の担保は難しい上に、国家間関係への影響も考えると、国益の観点から正当化する対抗立法はかなり限定されるのではないか、との意見が多かった。

以上、計6回にわたる審議の結果、日本及び各国（フランス・ドイツ・イギリス・アメリカ）の状況についての一定の整理を行うことが出来た。また、著作権に係る国際裁判管轄については、各論点につき様々な議論がなされ、さらに慎重な検討を継続することが必要である、との結論を得た。

## 5. 米国 Google ブック検索訴訟について

第1回国際小委員会で国際裁判管轄・準拠法ワーキングチームにおいて、米国 Google ブック検索訴訟の和解に関しても検討する必要があるとの指摘を受け、米国 Google ブック検索訴訟に関し議論を行い、集団訴訟制度（class action）、市販図書（commercially available）の定義、Google が先行者として優位性を確保する点、拒絶通知をしないと権利者が和解案に同意したとみなされる点等について意見があった。本件については、日本の権利者が正確な事実に基づき判断することが重要であることが確認された。

また、本件に関し、取り得る対応策の選択肢として、Amicus Curiae Brief(第三者が、個別事件の法律問題について、裁判所に提出する意見書)の提出、WTO の紛争解決手続き、対抗立法措置、競争法の域外適用の可能性や仮に日本でも Google がデジタル化した情報が見られる場合には、著作権者による共同提訴を行うといった案につき議論がなされ、いずれの案についても、その問題点も指摘された。

## IV. 今後の予定

国際裁判管轄については、各国の状況の整理や主要な論点に関する議論を行うことが出来たため、いったん議論を中断し、今後は、SCCRにおいて、専門家委員会の設立を提案すること等も視野に入れつつ、著作権に関する準拠法決定ルールのあり方について検討を開始する。その後、国際裁判管轄・準拠法双方のルールのあり方について改めて議論をする。今期は、さらに5回程度、ワーキングチームを開催して議論を行い、国際小委員会で検討の結果について報告する予定。



文化審議会著作権分科会国際小委員会

国際裁判管轄・準拠法ワーキングチームメンバー名簿

座長	やま 山	もと 本	たか 隆	し 司	弁護士
	おお 大	の 野	せい 聖	じ 二	弁護士
	こ 小	じま 島		りゅう 立	九州大学大学院法学研究院准教授
	こま 駒	だ 田	やす 泰	と 土	上智大学法学部准教授
	みや 宮	した 下	よし 佳	ゆき 之	弁護士
	よこ 横	みぞ 溝		だい 大	名古屋大学大学院法学研究科教授

オブザーバー

	どうがうち 道垣内	まさ 正	と 人	早稲田大学大学院法務研究科教授、弁護士
	いなば 井奈波	とも 朋	こ 子	弁護士

文化審議会著作権分科会国際小委員会

国際裁判管轄・準拠法ワーキングチーム審議経過

第1回 平成21年4月24日

- (1) 国際裁判管轄を巡る日本の状況について
- (2) 対抗立法について

第2回 平成21年5月22日

- (1) 著作権の国際裁判管轄と条約について
- (2) 専属管轄について

第3回 平成21年6月12日

- (1) 国際裁判管轄を巡るドイツの状況について
- (2) 国際裁判管轄に関する論点について

第4回 平成21年7月10日

- (1) 国際裁判管轄に関する論点について
- (2) 国際裁判管轄を巡るイギリスの状況について

第5回 平成21年7月30日

- (1) 国際裁判管轄を巡るアメリカの状況について
- (2) 国際裁判管轄に関する論点について

第6回 平成21年8月5日

- (1) 国際裁判管轄を巡るフランスの状況について
- (2) 国際裁判管轄に関する論点について

## 知的財産権関連紛争の国際裁判管轄を巡る日本の状況について

弁護士 宮下 佳之

### I. 国際裁判管轄についての一般論

直接の成文規定なし。

(学説)<sup>1</sup>

- ① 逆推知説 土地管轄に関する民事訴訟法の規定から、逆に日本の国際裁判管轄が推知されるとする見解
- ② 管轄配分説 国際裁判管轄の問題は国際社会における裁判機能を各国裁判機関に分配することであるとする見解
- ③ 利益衡量説 個別の事案ごとに利益衡量を行い、国際裁判管轄の有無を判断するとする見解
- ④ 新類型説 民事訴訟法の条文を離れ、法的安定性確保のため類型的利益衡量によるルール確立を図るとともに、具体的妥当性を実現するため、個別の事案における特殊状況を特段の事情として考慮することにより、前記ルールの形式的適用に伴う不都合を回避するための修正の余地を残す見解

(判例)

#### (1) 最判昭和50年11月28日判タ330号261号(チサダネ号事件)

(船荷証券上の管轄約款に基づく国際的専属的裁判管轄の合意の効力が争われた事案。)

「国際的裁判管轄の合意の方式としては、少なくとも当事者の一方が作成した書面に特定国の裁判所が明示的に指定されていて、当事者間における合意の存在と内容が明白であれば足りると解するのが相当であり、その申込と承諾の双方が当事者の署名のある書面によるものでなければならぬと解すべきではない。」

#### (2) 最判昭和56年10月16日判タ452号77頁(マレーシア航空事件)

(マレーシア連邦の航空会社の運行する飛行機の墜落事故によって死亡した

<sup>1</sup> 杉浦正樹『特許権侵害訴訟における国際裁判管轄について』牧野利秋ほか編「知的財産法の理論と実務 第2巻(特許法〔II〕)」176頁(新日本法規、2007)

日本人の遺族が、当該会社を相手として損害賠償を求める訴を提起した事案。)

「本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に対する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることも否定し難いところである。そして、この例外的取り扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理にしたがって決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法 2 条）、法人その他の団体の事務所又は営業所（同 4 条）、義務履行地（同 5 条）、被告の財産所在地（同 8 条）、不法行為地（同 15 条）、その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである。」

*\*日本に営業所を有することを根拠に、裁判管轄を肯定。*

(3) 最判平成 9 年 11 月 11 日判タ 960 号 102 頁（ドイツ車預託金事件）

（日本法人がドイツに居住する日本人に対して契約上の金銭債務の履行を求める訴を提起した事案。）

「被上告人は、20 年以上にわたりドイツ連邦共和国内に生活上及び営業上の本拠を置いており、被上告人が同国内の業者から自動車を買付け、その代金を支払った経緯に関する書類など被上告人の防御のための証拠方法も、同国内に集中している。他方、上告会社は同国から自動車を輸入していた業者であるから、同国の裁判所に訴訟を提起させることが上告会社に過大な負担を課することになるともいえない。右の事情を考慮すれば、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することを被上告人に強いることは、当事者間の公平、裁判所の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件契約の効力についての準拠法が日本国であるか否かにかかわらず、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるということが出来る。」

(4) 最判平成 13 年 6 月 8 日判タ 1066 号 206 頁（ウルトラマン事件）

（原告の取引先に対して警告書を送付した被告の行為が不法行為を構成するものとして、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事件。原告は日

本法人であり、被告はタイ王国在住者。原告は、損害賠償請求の外、被告が日本において著作権を有しないことの確認等も請求している。）

「我が国に住所等を有しない被上告人に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定（・・・）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被上告人が我が国においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。けだし、この事実関係が存在するなら、通常、被告を本案につき応訴させることに合理的な理由があり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連があるということが出来るからである。」

*\*客観的事実関係は明らかであると判示し、不法行為に基づく損害賠償請求について、我が国の裁判所に国際裁判管轄を肯定。*

「ある管轄原因により我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定（・・・）に依拠して我が国の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要すると課するのが相当である。けだし、同一当事者間のある請求について我が国の裁判所の国際裁判管轄が肯定されるとしても、これと密接な関係のない請求を併合することは、国際社会における裁判機能の合理的な分配の観点からみて相当ではなく、また、これにより裁判が複雑長期化するおそれがあるからである。」

*\*密接な関係があることを認め、被告が日本において著作権を有しないことの確認請求等についても我が国の裁判所に国際裁判管轄を肯定。*

(5) 最判平成 14 年 9 月 26 日判タ 1107 号 80 頁（カードリーダー事件）

（米国特許の技術的範囲に属する製品を日本国内で製造して米国に輸出した被告の行為が、特許権侵害を積極的に誘導する者は侵害者として責任を負う旨の米国特許法 271 条(b)項に違反し、米国特許権を侵害するものであるとして、日本で差止め及び廃棄を求めて日本の裁判所に提訴した事件。）

「米国特許法の上記各規定を適用して被上告人に差止め又は廃棄を命ずることは、法例 33 条にいう我が国の公の秩序に反するものと解するのが相当であるから、米国特許法の上記各規定は適用しない。」

「特許権侵害を理由とする損害賠償請求については、特許権特有の問題ではなく、財産権の侵害に対する民事上の救済の一環にほかならないから、法律関係の性質は不法行為であり、その準拠法については、法例 11 条 1 項によるべきである。」

「本件損害賠償請求について、法例 11 条 1 項にいう「原因タル事実ノ発生シタル地」は、本来米国特許権の直接侵害行為が行われ、権利侵害という結果が生じたアメリカ合衆国と解すべきであり、同国の法律を準拠法とすべきである。」

「本来米国特許権の侵害という事実は、法例 11 条 2 項にいう「外国ニ於テ発生シタル事実カニ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキ」に当たるから、被上告人の行為につき米国特許法の上記各規定を適用することはできない。」

(6) 東地判平成 15 年 10 月 16 日判タ 1151 号 109 頁 (サンゴ砂事件)

(日本法人である原告が、米国特許権を保有する日本法人である被告に対して、被告が当該米国特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求める訴えを提起した事案。また、被告は、原告の米国における取引先に対して、日本国内から、原告販売に係る製品が米国特許権を侵害する旨の電子メール又は書簡を送付していたが、原告は、当該行為が、不正競争防止法 2 条 1 項 14 号所定の不正競争行為に該当するものとして、差し止めも請求している。)

「特許権の属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき、当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものであり(・・・)、特許権の実体法上の効果に関するものであって、特許権に関する訴訟の国際裁判管轄につき言及するものではない。」

「特許権に基づく差止請求は、私人の財産権に基づく請求であるから、通常の私法上の請求に係る訴えとして、上記の原則に従い、我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかどうかを判断すべきものであり、被告の普通裁判籍が我が国に存する場合には、我が国の国際裁判管轄が肯定されるものである。」

「特許権の成立を否定し、あるいは特許権を無効とする判決を求める訴訟については、一般に当該特許権の登録国の専属管轄に属するものと解されている。特許権に基づく差止請求訴訟においては、相手方において当該特許の無効を抗弁として主張して特許権者の請求を争うことが、実定法ないし判例法上認められている場合も少なくないが、このような場合において、当該抗弁が理由あるものとして特許権者の差止請求が棄却されたとしても、当該特許についての無効判断は、当該差止請求訴訟の判決における理由中の判断として訴訟当事者間において効力を有するものにすぎず、当該特許権を対世的に無効とするものではないから、当該抗弁が許容されていることが登録国以外の国の国際裁判管轄を否定する理由となるものではなく、差止請求訴訟において相手方から特許無効の抗弁を主張されているとしても、登録国以外の国の裁判所において当該訴訟の審理を遂行することを妨げる理由となるものでもない。」

「本件は、被告による差止請求訴訟の提起に先んじて、原告から差止請求権不存確認訴訟を我が国において提起したものであるが、原告が本件訴訟の提起により我が国の国際裁判管轄を不当に取得したということもできない。」

「本件においては、被告の普通裁判籍が我が国内に存するものであり、我が国において裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反するような特段の事情も存在しないから、我が国の国際裁判管轄権を肯定すべきものである。」

「原告による米国内における原告製品の販売については、被告は、本件米国特許権に基づく差止請求訴訟を、原告の普通裁判籍の存する我が国の裁判所に提起することも可能であるところ、本件において、原告の当該販売につき被告が本件米国特許権に基づく差止請求権を有しないことを確認する判決がされれば、当該判決の既判力により、被告が将来我が国の裁判所において差止判決を得ることを阻止することができるのであるから、この意味においても、請求の趣旨第1項に係る訴えに確認の利益が存在することは明らかである。」

(7) 東高判平成 16 年 2 月 25 日 (平成 15 年 (ネ) 第 1241 号)

(日本に住所を有する日本人である原告が、日本に主たる事務所や営業所を有しない米国カリフォルニア州法人である被告に対して、被告が原告の著作権を米国において侵害したと主張して、差し止めと損害賠償を請求した事案。)

「我が国に訴訟が提起されることについての被告の予見可能性、被告の経済活動の本拠地等を考慮すると、上記訴えについて、我が国の国際裁判管轄を認めて、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することを被告に強いることは、正に、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に著しく反するものというべきである。」

(8) 東地判平成 19 年 11 月 28 日 (平成 16 年 (ワ) 第 10667 号 損害賠償請求事件)

(ADSL モデム用チップセットの製造販売を行う米国の会社及びその日本の子会社に対して、データ伝送方式に関する日本の特許権を有する原告が、特許権侵害の共同不法行為に基づく損害賠償を求めて訴えを提起した事案。)

(主観的併合に基づく裁判籍)

「直ちに国際裁判管轄を認めると、被告自身に対する請求とは何ら関連性を有しない国での応訴を強いられることになり、民訴法上の他の規定により裁判籍を肯定する場合に比べて、被告の受ける不利益が大きく、当事者の公平や裁判の適正・迅速の理念に基づく条理にそぐわないことになる。もっとも、

相被告に対する請求と当該被告に対する請求との間に、固有必要的共同訴訟の関係ないしそれに類似する程度の強固な関連性があることが認められる場合など、特に我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めることが当事者間の公平、裁判所の適正・迅速を期するという理念に合致する特段の事情が存する場合には、我が国の裁判管轄を認めることが条理に適うと解される。」

「民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、①原告主張に係る不法行為の客観的事実の存在及び②そのうちの実行行為又は損害の発生地が日本国内であることが証明されれば足り、違法性や故意過失については立証する必要がないと解するのが相当である（・・・）。そして、共同不法行為においては、上記①の国際裁判管轄を肯定するために立証すべき客観的事実は、当該不法行為の実行行為、客観的関連共同性を基礎付ける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実、損害の発生及び事実的因果関係であると解するのが相当である。」

\*我が国の裁判所に管轄を肯定するに足る上記の客観的事実及び日本国内での損害の発生を認めることができると判示。

#### (国際裁判管轄の判断基準)

「我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当」<sup>1</sup>

「我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」<sup>2</sup>

「そこで、具体的事件において国際裁判管轄を検討するに際しては、民訴法の規定する裁判籍について以下のような考慮を加えつつ、各ファクターを被告の防御権の保障、原告の権利保護の機会の保障、証拠及び証人等の証拠収集の便宜等の観点から総合考慮の上、決定すべきものとする。」<sup>3</sup>

## II. 知的財産権紛争における国際裁判管轄を巡る問題点

### 1. 属地主義との関係

<sup>1</sup> 高部真規子『特許権侵害訴訟と国際裁判管轄』牧野利秋判事退官記念「知的財産法と現代社会」134頁(信山社、初版、1999)130頁

<sup>2</sup> 高部・前掲 130頁

<sup>3</sup> 高部・前掲 130頁



- (1) 同一の創作物についてであっても、複数の国の法律に基づく異なる複数の権利が発生し得る。
- (2) 属地主義は、実体法上の効果に関するものであって、国際裁判管轄は別問題。

## 2. 国際裁判管轄が問題となる事例

### (1) 著作権侵害訴訟

- ① 外国著作権が外国で侵害された場合
  - a. 日本で差し止め請求ができるか。
  - b. 日本で損害賠償請求ができるか。
- ② 外国著作権が外国で侵害された場合において、日本国内で幫助行為が行われていた場合
  - a. 日本で差し止め請求ができるか。
  - b. 日本で損害賠償請求ができるか。
- ③ 日本国内と外国とがシームレスに繋がったネットワーク環境下において著作権が侵害された場合

### (2) 不存在確認訴訟

### (3) 無効の抗弁

## 3. 考慮すべき要素

### ① 被告の普通裁判籍

- \* 日本に住所又は主たる事務所を有する場合には、原則として、国際裁判管轄が認められる。

### ② 被侵害財産の所在地又は根拠法

- \* 被侵害財産が日本に所在し又は日本法上の権利であれば、原則して、国際裁判管轄が認められる。但し、日本に住所又は主たる事務所を有する原告が、日本に住所又は主たる事務所を有しない被告に対して、日本法上の著作権に基づく権利の不存在確認請求を当然に行うことができると考えるべきか否かについては、検討が必要。

③ 侵害行為の場所（行為地・結果発生地）

- \* 侵害行為の場所が日本であれば、原則して、国際裁判管轄が認められる。  
（証拠収集のための便宜、被害者による起訴の便宜、加害者側の予見に反しないこと、不法行為と行為地の公序との関連等）

④ 客観的併合

- \* 併合される請求相互に関連性が必要。

⑤ 主観的併合

- \* 特段の事情のない限り、否定。

⑥ 請求の内容（差し止め・損害賠償・無効の抗弁等）

- \* 著作権等の日本における登録に関する訴訟は、日本の裁判所の専属管轄？
- \* 外国での著作権侵害行為を理由として、日本で差止請求ができるか？不  
存在確認請求は？
- \* 外国での著作権侵害行為を理由として、日本で損害賠償請求ができる  
か？不  
存在確認請求は？

以上

## 対抗立法について

報告 横溝 大(名古屋大学)

### 一 対抗立法とは

- ・ 外国法の広範な国際的適用の影響を減殺することを目的として制定される法。とりわけ自国民を外国国家機関の命令等から救い出す規定。
- ・ 最初の対抗立法:1951年オンタリオ州 Business Records Protection Act (米国反トラスト法に対する対抗措置)。
- ・ 米国反トラスト法等の広範な国際的適用とそれに伴う文書提出命令(discovery)や数倍額賠償が問題の中心。
- ・ ①外国裁判所における証拠提出の禁止、②国際法や国際礼譲に反する請求原因に基づいた外国判決の承認執行の拒絶、③利得返還請求の許容等。

### 二 対抗立法の態様

#### (1) 包括型と個別型

- ・ 包括型:1980年英国通商利益保護法(Protection of Trading Interests Acts):国際通商を規制する何らかの措置が外国で採られ、英国で事業活動を行う者に対し、その外国の属地的管轄の外でなされた出来事に適用される場合、国務大臣(Secretary of State)が、対象となった者に対し、当該措置に従うことを禁止し、文書や情報の提出を禁止する命令を出すことが出来る。→このような包括的対抗立法の導入を示唆する見解も(松下)。但し、行政部の個別的な裁量が大陸法系である我が国法秩序と整合するかという問題も。
- ・ 限定型:米国1916年アンチ・ダンピング法のみを対象とするEU・日本法。

#### (2) 民事型と刑事型

- ・ 民事型:損害回復法(米国1916年AD法に基づく外国判決の執行拒絶、利得返還請求)
- ・ 刑事型:1980年7月16日フランス法(フランス主権を侵害する性質の証拠提出命令にフランス人や外国企業のフランス事業所が服することを禁止。違反した場合には罰金・懲役刑)

### 三 通常の抵触法ルールとの違いー損害回復法を例として

#### (1) 1916年AD法に基づく米国判決の我が国での執行

- ・ 実損部分の取り扱い:懲罰的損害賠償に基づく外国判決の我が国での執行に関する最判平成9年7月11日民集51巻6号2573頁との対比。

#### (2) 我が国における米国訴訟での被告による利益返還請求

- ・ 国際裁判管轄:米国訴訟における原告が我が国と関連を有しない場合。
- ・ 当事者適格:米国訴訟における原告の完全子会社・完全親会社に対する請求。
- ・ 準拠法選択:性質決定(不当利得か不法行為か)、米国法が準拠法となった場合の処理(外国判決承認アプローチとの交錯)。

### 四 意義と問題点

#### (1) 意義

- ・ 競争法の国際的適用乃至域外的ディスカヴァリー命令に対する政府の抗議表明。

- ・ 米国訴訟における外国政府強制の抗弁の提供。

## (2) 問題点

- ・ 対抗立法の実効性: ①日本の判決の海外での執行の可能性少。国内での執行の可能性のみ。②米国訴訟への影響不明。
- ・ 企業に対するデメリット: 訴訟合戦の高額化・長期化。
- ・ 国際私法理念との整合性: 内外人平等、国家利害からの中立性。

→対抗立法の制定には非常に慎重であるべきでは(WTO 協定違反のパネル報告等国际法違反が明確である場合等)。国家間関係への影響も考えると、国益の観点から正当化出来るかどうか、個別事例毎に異なるのでは。

## 五 著作権法における利用可能性

### (1) TRIPs 協定違反の外国法に対する対抗立法

- ・ 外国著作権法が TRIPs 協定に違反しているとのパネルによる判断が下され、当該外国が勧告に従わない場合。
- ・ 著作権法の TRIPs 違反が問題とされた事例: Panel Report United States – Section 110 (5) of the US Copyright Act (WT/DS160/R, 27 July 2000)→家庭用装置例外とビジネス例外の権利制限に関する米国著作権法 110 条 5 項が TRIPs 協定 13 条に違反するとの結論(但し、米国は、110 条 5 項を修正する代わりに代償を支払うことで申立国 EU と合意)。→とりわけ権利制限に関する規定には各国の政策が反映されており、TRIPs 協定との整合性が問題となり得る。

### (2) ディスカヴァリーに対する対抗立法

- ・ 著作権に関するものを含め、国際民事紛争一般に関し我が国裁判所が米国ディスカヴァリー命令に対し証拠提出の差止命令を個別に行えるよう、民訴法を修正(又は解釈)。

**【参考】** フランス破棄院による対抗立法の初適用(2007年12月12日破棄院判決)

(<http://conflictoflaws.net/2008/french-court-applies-blocking-statute/>)

## 【アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法】

### 第一条(目的)

この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等について定めることにより、同法に基づき損失を受けた者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

### 第二条(定義)

この法律において「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法」とは、二千年九月二十六日に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関において採択された勧告及び裁定の対象となったアメリカ合衆国の法律をいう。

2 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいう。

### 第三条(利益の返還義務等)

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によって利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及ぼした者(以下「受益者」という。)は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。

2 前項の場合において、本邦法人等にアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく裁判手続の準備及び追行のための代理人への報酬の支払その他の損害があったときは、受益者はその賠償の責めに任ずる。

3 前二項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、本邦法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

一 受益者の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。)の全部を保有する者

二 発行済株式等の全部を受益者に保有される法人

### 第四条(消滅時効)

前条に規定する利益の返還又は損害賠償の請求権は、三年間行使しないときは、消滅する。

### 第五条(裁判管轄)

第三条の規定に基づく利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

### 第六条(外国裁判所の確定判決の効力)

アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく本邦法人等に対する訴えについてした外国裁判所の確定判決は、その効力を有しない。

### 附則

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### (この法律の失効)

2 この法律は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前に提起されたアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく訴えに係る利益の返還又は損害の賠償については、この法律は、同日以後も、なお効力を有する。

## 著作権に関する国際裁判管轄—関連条約における議論

報告 横溝 大(名古屋大学)

### 一 はじめに

- ・ ベルヌ条約には国際裁判管轄に関する規律なし<sup>1</sup>。
- ・ ここでは、ブリュッセル I 規則(民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則[(EC)44/2001])を中心に採り上げる。また、ハーグ国際裁判管轄条約作成時における議論も参照する。

### 二 成立・有効性等

- ・ ブリュッセル I 規則 22 条 4 項は、「特許権、商標権、意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利の、登録又は効力に関する事件」に関する専属管轄を規定するが、著作権はその対象に含まれていない。

#### 【参考】 特許権の有効性の抗弁

- ・ 尚、GAT/LuK 事件に関する欧州司法裁判所 2006 年 7 月 13 日判決<sup>2</sup>: 特許の有効性の争点が訴えによって提起されたのではなく、抗弁として提起された場合にも、ブラッセル条約 16 条 4 項(ブリュッセル I 規則 22 条 4 項)が適用されると判示。→ルガーノ条約 22 条 4 項改正(「その争点が訴えにより提起されるか又は抗弁として提起されるかを問わず」という文言の追加)。→訴訟遅延の深刻な原因になるとして現在意見募集の対象に<sup>3</sup>。
- ・ また、ハーグ国際裁判管轄条約 1999 年案の専属管轄に関する 12 条 4 項においても、著作権及び著作隣接権は明示的に除外されている。←常に寄託・登録手続に服しているわけではなく、専属管轄とすると適用上困難な問題が生じると考えられるため、と説明されている<sup>4</sup>。
- ・ このように、従来の条約では著作権の成立・有効性に関し専属管轄を規定するものはない<sup>5</sup>。そのなかで、今回の CLIP 原則 2:401 条が非登録型の知的財産権についても専属管轄を提案し、注目される(但し、最終提案以前に変更される可能性も)。

### 三 契約

- ・ ブリュッセル規則 I の下では、契約事件については、「請求の基礎となっている義務が履行された地又は履行されるべき地の裁判所」が管轄を有する(義務履行地管轄・5 条 1 項 a)。
- ・ 義務履行地の具体的内容につき 1 項 b が規定:「物の売買」→引渡地、「役務の提供については、契約に基づいて、その役務が提供されたか、提供されるべきであった構成国の地」。

<sup>1</sup> Ulmer, at 10; Ricketson/Ginsburg, at 1294.

<sup>2</sup> 2006 ECR I -6509. 邦語による紹介として、安達[2007]。

<sup>3</sup> Green Paper on the Review of Council Regulation (EC) No. 44/2001 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters (Brussels, 21. 4. 2009, COM (2009) 175 final); Report from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee, on the application of Council Regulation (EC) No 44/2001 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (Brussels, 21. 4. 2009, COM (2009) 174 final).

<sup>4</sup> ナイ・ボカール報告書(道垣内編)・147 頁。

<sup>5</sup> 2003 年 MPI 提案 12 条 a 第 1 項(1)も同様。

- ・ 近時、ライセンス契約を巡り、コンサートの録画ビデオに関するロイヤリティ支払いが問題となった事案において、欧州司法裁判所は、ライセンス契約が 5 条 1 項 b にいう「役務の提供」に該当しないと判断<sup>1</sup>。→義務履行地は、法廷地国際私法が決定する契約準拠法により判断。→ライセンス契約上の個々の義務につき個別に義務履行地が決定され、ライセンス契約に関する統一的な義務履行地というものは存在しないことに。
- ・ CLIP 原則では、統一的な義務履行地を目指し、権利の移転やライセンスを主たる目的とする契約に関しては、ライセンスや権利移転の対象国を義務履行地としている。→審理出来る請求を当該国の知的財産権のライセンスや権利移転に関する行為に限定(2:201 条)。

#### 四 管轄合意

- ・ 著作権及び著作隣接権に対しては、その有効性に関する訴訟についても、また侵害に関する訴訟についても、2005 年管轄合意条約が適用される(2 条 2 項(n))。但し、同条約においては、管轄合意に拘束される当事者に関する関係においてのみ判決が承認・執行され、有効性に関する判決が同条約により対世的効力を有するわけではない<sup>2</sup>。

#### 五 著作権侵害

- ・ ブリュッセル I 規則 5 条 3 項: 不法行為→「損害をもたらす事実が発生したか、発生する危険がある地の裁判所」。→損害発生地と原因事実地との双方が含まれる<sup>3</sup>。
- ・ 損害発生地により管轄が肯定される場合、法廷地における損害の審理だけに限定される<sup>4</sup>。
- ・ CLIP 原則では、法廷地への「実質的効果」、又は、法廷地に「向けられた」行為等、損害発生地概念を明確化(2:202 条 2 項)。
- ・ また、損害発生地か原因事実地かを問わず、法廷地における損害の審理のみに限定(2:203 条)。←原告の証明負担の軽減。
- ・ さらに、インターネット等のユビキタスメディアを通じて行われる侵害に関する紛争については、①侵害者の常居所地国で実質的な侵害が生じておらず、且つ、①侵害全体を助長する実質的行為が法廷地国内で行われたか、②法廷地で生じた損害が侵害全体との関係で重大である場合に、他の地における侵害に関しても審理を認める(2:203 条)。

#### 六 併合管轄

##### (1) 客観的併合

- ・ ヨーロッパでは、客観的併合に関する準則を有する国は少ない<sup>5</sup>。ブリュッセル I 規則においては、反訴についてのみ規定が置かれており、「本訴の基礎と同一の契約又は事実に基づく反訴」の管轄が、本訴の係属する裁判所に認められている(6 条 3 項)。
- ・ MPI 提案においては、被告が常居所地を有する裁判所が、侵害地如何にかかわらず被告に対する侵害に関する全ての請求につき管轄を有するとされている(12 条 a3 項(2)及び 4 項(1))。

<sup>1</sup> Falco Privatstiftung and Rabitsch (23 April 2009, C-533/07).

<sup>2</sup> ハートレイ・道垣内報告書(道垣内編)・372 頁。

<sup>3</sup> *Mines de potasse d'Alsace*, Affaire 21/76, Recueil, 1976. 1735.

<sup>4</sup> *Shevill*, Affaire C 68/93, Recueil, 1995, I, 415. 詳細につき、中西[1998]。

<sup>5</sup> Schack, at 124 では、客観的併合規定を有する国々として、ギリシャ、イタリア、ベルギーが挙げられている。ベルギー国際私法は、請求と非常に密接な関連があり、別途判断された場合に調和し得ない解決が生じるのを避けるため同時に審理する利益がある請求について、客観的併合を認める(9 条)。



## (2) 主観的併合

- ・ブリュッセル I 規則 6 条 1 項:「共同被告については、被告のうちのいずれかの住所地の裁判所。但し、請求原因を別々に判決すると生じ得る矛盾した解決を避けるために、同時に審理して判決する利益があるような密接な関係によって請求同士が関連している場合に限る。」→著作権等知的財産紛争の場合に、「密接な関係によって請求同士が関連している場合」とは如何なる場合か。
- ・まず、各国裁判所は、複数の者による単一の知的財産権侵害が問題になる場合に請求間の関係を認めて来た<sup>1</sup>。
- ・また、異なる国で成立している一連の知的財産権侵害が問題になる場合についても、とりわけ同一のヨーロッパ特許から生じる複数の国の対応特許が問題となる場合、密接な関係を認める裁判例が、とりわけオランダを中心に優勢であったとされる<sup>2</sup>。
- ・このような立場に対し、ヨーロッパ特許が異なる国家法により規律される各国特許の束に過ぎないという権利独立の観点からの批判<sup>3</sup>。また、併合管轄の広範な利用が問題化<sup>4</sup>。
- ・オランダ裁判所による「蜘蛛の巣の中の蜘蛛(spider in the web)」理論の採用<sup>5</sup>:同一グループに属する複数の会社による侵害の場合、6 条 1 項により管轄が認められるのは、オランダ居住の被告がこのグループの統括中心地(management epicenter)である場合のみ。
- ・この理論は、ベルギー等においても受け入れられ、また、学説上も、侵害者が同一のグループに属しており、侵害が単一の会社により指揮されているという状況は、当該政策を命じる会社について管轄ある裁判所の併合管轄を十分に正当化するが、他方、命じられる方の会社について管轄ある裁判所の併合管轄は正当化しないというのは合理的である、として、好感を持って迎えられた<sup>6</sup>。
- ・但し、何が蜘蛛に当たるかが各国抵触法の解釈により異なり得る以上、同理論を用いても EU 諸国の裁判所で管轄の抵触が生じる可能性があるという指摘も<sup>7</sup>。
- ・欧州司法裁判所 Roche 事件判決(米国在住の欧州特許保有者がロッシュグループの 9 つの会社に対しハーグ地裁に提起した侵害訴訟に関する先決判断)<sup>8</sup>:6 条 1 項が適用されるためには各請求が同一の法的・事実的状况の下でなされている必要があるが、被告が異なり被疑侵害行為が異なる国でなされている以上同一の事実的状况がなく、また、ヨーロッパ特許を通じて生じる各国特許権侵害については依然として各国法により判断されるため同一の法的状況もない、として、同一のヨーロッパ特許から通じて生じる各国特許権侵害につき、6 条 1 項にいう「密接な関係によって請求同士が関連している場合」に該当しないと判示。
- ・また、被告会社が同一のグループに属し、同一の方法で行為を行っている場合であっても、矢張り同一の法的状況にあるとは言えない上、そのような場合に併合を認めることは、裁判の健全な運営という点からすれば、被告の予測可能性の減少、Forum shopping の増大、本案前に実質審理を

<sup>1</sup> Fawcett/Torremans, at 172; Sender, at 91; Nuyts/Szchowska/Hatzimihail, at 14.

<sup>2</sup> Sender, at 91.

<sup>3</sup> O'Sullivan, at 657.

<sup>4</sup> Nuyts/Szchowska/Hatzimihail, at 18 では、侵害行為の 96%が英国で行われているにも拘らず、英国法人の親会社とオランダ法人の子会社とに対するハーグ裁判所の併合管轄が認められた事例が紹介されている。

<sup>5</sup> The Hague Court of Appeal, 23 April 1998, Expandable Grafts, Ethicon & Cordis Europe v. Boston Scientific [1999] FSR 352. 邦語による同理論の紹介として、渡辺・247 頁以下。

<sup>6</sup> Nuyts/Szchowska/Hatzimihail, at 19; Beilfuss, at 85(同理論がフォーラムショッピングの可能性を減少させると共に、企業グループの現実とヨーロッパレヴェルの侵害とを処理しようとするものであるとする)。

<sup>7</sup> Sender, at 100-101.

<sup>8</sup> *Roche Nederland e.a. v. Primus*, Case No. C-539/03 [2006] ECR I-6335.

せねばならなくなること、特許の有効性については専属管轄であるため全ての手続を併合することが認めないこと等の問題を孕み、利点よりもさらなるリスクを増大する要因となる、として、「蜘蛛の巣の中の蜘蛛」理論を正面から退けた。

- ・ 同判決は、ブリュッセル体制の下での国境を越えた知的財産権紛争の可能性を深刻に制限するものとして、学説上激しく批判されている<sup>1</sup>。
- ・ また、マックスプランク研究所は、同判決を踏まえ、ブリュッセル I 規則 6 条 1 項に「蜘蛛の巣の中の蜘蛛」理論を導入すべく、改正提案<sup>2</sup>:6 条 1 項に、以下の規定を追加することを提案。

「本規定の適用においては、本質的に(essentially)同一の法的及び事実的状况に関する紛争には矛盾した判決の危険性がある。

(i) 紛争が同一の法的状况に関するという認定は、関連する国家法の準拠規定が其々の手続において適用される共同体法又は国際条約により相当程度統一化している場合には、異なる国家法が別々の手続に適用されるという事実のみをもって排除されてはならない。

(ii) 複数被告が調整された行為に従事したという事実から矛盾した判決の危険性が生じる場合、当該複数被告は行為の調整を行った被告の住所地の裁判所においてのみ訴えられる。行為が複数の被告により調整されている場合には、行為の調整を行った被告のいずれか一人が住所を有する地の裁判所で全ての被告を訴えることが出来る。」

- ・ CLIP 原則も、「本質的に同一の法的及び事実的状况に関する紛争には矛盾した判決の危険性がある」という部分を踏襲(2:205 条 2 項)。また、密接関連性に加え、侵害行為を調整した被告の常居所地や紛争全体と最も密接に関連する被告の常居所地における併合を認めている(同条 1 項)。

## 七 保全管轄

- ・ ブリュッセル I 規則の下では、本案管轄を有する裁判所の他、31 条(「他の締約国の裁判所が本案について管轄を有する場合でも、締約国法が定める保全措置はこの締約国の裁判所に請求することが出来る。」)により、如何なる締約国の裁判所においても、当該締約国法が認める限りで保全措置の請求が認められている<sup>3</sup>。
- ・ 31 条の下で、域外的保全措置が認められるか否かについては争われており、現在でも未解決の問題<sup>4</sup>。だが、EU 各国においては、90 年代のオランダ裁判所による事前手続における域外的差止命令を皮切りに<sup>5</sup>、ドイツ、ベルギーにおいても命じられるようになっていく<sup>6</sup>。
- ・ *GAT v. LUK* 判決以降も、無効の抗弁が暫定的措置には影響を与えることはないと考えられている<sup>7</sup>。他方、主観的併合に関する *Roche* 判決の影響は本案管轄の範囲を限定するという点で、暫定的手続にも及ぶ<sup>8</sup>。→本案管轄の範囲が限定されるに伴い保全命令の範囲も縮小。

<sup>1</sup> Nuyts/Szchowska/Hatzimihail, at 31; Beilfuss, at 84-88; Wilderspin, at 794.

<sup>2</sup> European Max-Planck Group for Conflict of Laws in Intellectual Property (CLIP), “Exclusive Jurisdiction and Cross Border IP (Patent) Infringement: Suggestions for Amendment of the Brussel I Regulation (20.12.2006), available at [http://www.ivir.nl/publications/eechoud/CLIP\\_Brussels\\_%20I.pdf](http://www.ivir.nl/publications/eechoud/CLIP_Brussels_%20I.pdf) (last visited, March 9, 2009).

<sup>3</sup> 概要につき、的場[2008]。

<sup>4</sup> Szychowska, at 227.

<sup>5</sup> Cf. Bertrams [1995].

<sup>6</sup> Nuyts/Szchowska/Hatzimihail, at 9-13. 邦語による紹介として、片山[1999]、Rahn[2003]。

<sup>7</sup> Szychowska, at 217.

<sup>8</sup> Szychowska, at 220.

- ・ ハーグ国際裁判管轄 1999 年草案 13 条: 本案裁判所の保全管轄が認められると共に、財産所在地国裁判所の当該財産についての保全管轄が認められ、さらに、他の裁判所についても、その目的が本案請求権を暫定的に保全するものである限りにおいて、領域内に限って保全処分を行うことが認められている。域外的効力を有する保全処分を行うことも可能<sup>1</sup>。
- ・ MPI 提案: 本案管轄を有する裁判所に域外的効力を有する措置も含め保全管轄が認められ、他の裁判所には、当該国の領域内にその執行が限定される限りにおいて保全処分が認められている(13 条)<sup>2</sup>。
- ・ CLIP 原則においては、本案管轄を有する裁判所の他、措置が執行されるべき国及び保護国の裁判所に暫定的措置が認められている(2:501 条)。差止命令の効力は、通常裁判所により適用される法の下で保護される知的財産権に影響を与える行為のみに限定されているが、ユビキタスメディアを通じた侵害については、行為の影響が準拠法以外の国に厳密に限定されている場合を除き、信号が受信され得る全ての国において保護されている知的財産権に差止命令の効果が及ぶと推定される(2:601 条)。

## 八 国際的訴訟競合

- ・ ブリュッセル I 規則: 「同一当事者間の同一の対象及び同一の原因の訴えが、異なる構成国の裁判所に係属するときは、後に訴えが係属した裁判所は、職権に基づき、先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続を中止しなければならない」(27 条 1 項)。先に訴えが係属した裁判所の管轄が確定したときには、後に訴えが係属した裁判所は訴えを却下する(同 2 項)。また、関連する訴えが異なる構成国の裁判所に係属しているときには、後に訴えが係属した裁判所は手続を中止することが出来る(28 条 1 項)<sup>3</sup>。

### 【参考】 Forum non conveniens の法理により判断する英米法系での事例(豪)

- ・ *TS Production LLC v. Drew Pictures Pty Ltd*<sup>4</sup>: オーストラリア裁判所におけるオーストラリア法に基づく著作権の帰属確認請求に対し、同事件被告が米国裁判所において米国法に基づく著作権の帰属確認請求を行いつつ、Forum non conveniens を理由にオーストラリア裁判所において中止請求。共通の事実関係、また、“copyright”という権利に関する共通の表現にも拘らず、米豪二つの手続の性質は異なるとして、裁判所は中止を認めず。
- ・ ハーグ国際裁判管轄条約 1999 年案: 基本的には受訴の先後に基づいた承認予測説を採用。2 番目の受訴裁判所が明らかにより適切な裁判地の場合や、最初の受訴裁判所での訴えにおいて債務不存在確認請求がなされた場合等一定の例外を認めている(21 条)。
- ・ CLIP 原則は、基本的にはブリュッセル I 規則に依拠しながら、①後訴裁判所が専属管轄を有している場合、②先に訴えが係属した裁判所の判決が同原則の下で承認されないことが明らかである

<sup>1</sup> ナイ=ポカール報告書(道垣内編)152 頁。

<sup>2</sup> Norrgård, at 42.

<sup>3</sup> 関連する訴えとは、「相互の訴えが密接に関連するため、別々に判決がなされたならば矛盾する解決が生じるのを避けるために、同時に審理され判決されることに利益を有するようなもの」をいう。28 条 3 項。

<sup>4</sup> [2008] FCAFC 194 (19 December 2008). 概要につき、Conflict of Laws. net, “Forum non conveniens, anti-suit injunctions, and concurrent US and Australian copyright proceedings”, available at <http://conflictoflaws.net/2009/forum-non-conveniens-anti-suit-injunctions-and-concurrent-us-and-australian-copyright-proceedings/>.

場合の例外を認め(2:701条1項)、また、先に訴えが係属した裁判所の手続が合理的期間内に進まない場合、又は、本案を受理しないことを決定した場合に他の裁判所が中止を終了することを認めている(同条2項)。また、関連する訴えの場合の考慮要素として、先に訴えが係属した国が紛争と最も密接な関連があるかといった幾つかの事情を列挙している(2:702条2項)。

## 九 まとめ

- ・ 我が国で条約乃至モデル原則を作成するに当たりとりわけ問題となると思われる点を列挙する。

### (1) 我が国の管轄ルールとの整合性

- ・ EUをも対象とした国際的な枠組を提示する場合、国際的訴訟競合に関し、訴えの先後という時間的観点を検討しないことは困難。→我が国はこれまで主として適切な裁判地は何れかという観点から調整。立法の動向は現段階では不明確。
- ・ 客観的併合と主観的併合の区別についても、同様の理由で区別を維持することは困難なのは。
- ・ 我が国は、何れの裁判籍により国際裁判管轄が認められるかにより審理出来る請求の範囲が異なるという発想をして来なかった。→義務履行地・不法行為地等で整合性が問題となり得る。

### (2) 政策的に態度決定すべき点

- ・ 専属管轄:報告資料「国際裁判管轄における専属管轄について」参照。
- ・ 「蜘蛛の巣の中の蜘蛛」理論の導入の適否:これまでの我が国の併合管轄ルールに比し相当広い併合を認めるものであることを考え、国際著作権(乃至知的財産権)紛争固有の要請から同理論の導入が必要か否か、検討する必要がある。

### (3) 明確化が必要な点

- ・ 義務履行地概念や不法行為地概念については、CLIP原則に見られるように、出来る限り明確化を図るべき。

## 【参考文献】

- ・ Cristina Gonzalez Beilfuss, “Is There Any Web for the Spider? Jurisdiction over Co-defendants after *Roche Nederland*”, in Arnaud Nuyts (ed.), *International Litigation in Intellectual Property and Information Technology* (2008, Kluwer), 79
- ・ Heleen Bertrams, “Das grenzüberschreitende Verletzungsverbot im niederländischen Patentrecht”, *GRUR Int.* 1995. 193.
- ・ James J. Fawcett/ Paul Torremans, *Intellectual Property and Private International Law* (Oxford, 1998)
- ・ Marcus Norrgård, “Provisional Measures and Multiple Defendants in the MPI Proposal”, in Josef Drexler/ Annette Kur (ed.), *Intellectual Property and Private International Law* (IIC Studies, vol. 24 [2005]), 35
- ・ Arnaud Nuyts/ Katarzyna Szczołowska/ Nikitas Hatzimihail, “Cross-Border Litigation in IP/IT Matters in the European Union: The Transformation of the Jurisdictional Landscape”, in Arnaud Nuyts (ed.), *International Litigation in Intellectual Property and Information Technology* (2008, Kluwer), 1
- ・ Ricketson/Ginsburg, *International Copyright and Neighbouring Rights* (2<sup>nd</sup>. 2006, Oxford)
- ・ Schack, *Internationales Zivilverfahrensrecht* (4. Aufl., 2006)
- ・ Marta Pertegás Sender, *Cross-border Enforcement of Patent Rights* (Oxford, 2002)
- ・ G. O’Sullivan, “Cross-border jurisdiction in patent infringement proceedings”, [1996] *EIPR*, 654

- Ulmer, *Die Immaterialgüterrechte im internationalen Privatrecht* (1975, Carl Heymanns Verlag)
  - Katarzyna Szychowska, “Jurisdiction to Grant Provisional and Protective Measures in Intellectual Property Matters”, in n Arnaud Nuyts (ed.), *International Litigation in Intellectual Property and Information Technology* (2008, Kluwer), 207
  - Michael Wilderspin, “La compétence juridictionnelle en matière de litiges concernant la violation des droits de propriété intellectuelle - Les arrêts de la Cour de justice dans les affaires C-4/03, *GAT c. LUK* et C-539/03, *Roche Nederland c. Primus et Goldberg*”, *Rev. crit.* 2006. 777
  - ・ 安達栄司「国際的専属裁判管轄の規定は特許侵害訴訟にも適用されるか」国際商事法務 35 巻 6 号(2007 年)844 頁
  - ・ 片山英二「ヨーロッパにおけるクロスボーダー・インジャンクション」中山信弘編『知的財産法と現代社会－牧野利秋判事退官記念』(信山社・1999 年)265 頁
  - ・ 道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務・2009 年)
  - ・ 中西康訳「民事及び商事事件に関する裁判管轄及び裁判の執行に関する 2000 年 12 月 22 日の理事会規則(EC) 44/2001(ブリュッセル I 規則)[上]」国際商事法務 30 巻 3 号(2002 年)311 頁
  - ・ 中西康「出版物による名誉棄損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所 1995 年 3 月 7 日判決について」法学論叢 142 巻 5・6 号(1998 年)181 頁
  - ・ 的場朝子「欧州司法裁判所による保全命令関連判断－ブリュッセル条約 24 条(規則 31 条)の解釈」神戸法学雑誌 58 巻 2 号(2008 年)99 頁
  - ・ Guntram Rahn「ヨーロッパにおけるクロスボーダー特許侵害訴訟の最近の動向」AIPPI48 巻 11 号(2003 年)852 頁
  - ・ 渡辺惺之「国際的な知的財産権侵害訴訟の裁判管轄」大阪大学大学院法学研究科附属法政実務連携センター編『企業活動における知的財産』(大阪大学出版会・2006 年)231 頁
- 国際シンポジウム「知的財産権と渉外民事訴訟」(2009 年 5 月 8-9 日、東京)各資料(次の HP で閲覧可能：  
<http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/chizai/symposium/>)

## 国際裁判管轄における専属管轄について

報告 横溝 大(名古屋大学)

### 一 はじめに

- ・ 国際裁判管轄における専属(排他的)管轄:ある裁判籍に基づく一国の国際裁判管轄が、他の裁判籍に基づく他国の国際裁判管轄を排除する場合、当該管轄は専属管轄<sup>1</sup>。
- ・ 専属管轄には、当事者の管轄合意により生じる場合もあるが、以下では、裁判籍に基づく専属管轄のみを扱う。
- ・ 国際裁判管轄における専属管轄の意味:
  - ① 専属管轄を有する国以外の国の裁判所で下された外国判決の不承認。
  - ② 外国が専属管轄を有している場合に我が国の国際裁判管轄を否定。
  - ③ 専属管轄以外の国を指定する合意管轄の効力を否定。
  - ④ 国際的訴訟競合における調整の余地を排除(我が国が専属管轄であれば常に我が国の訴訟が優先される)。
- ・ 専属管轄とされる事項<sup>2</sup>:
  - ① 財産関係では、不動産(物権及び賃貸借)、登録型知的財産権(登録、有効性)等。
  - ② 人に関しては、自国民、相続、離婚、法人及びその機関の決定の有効性、倒産等。
  - ③ 国家機関の介入に関しては、登記・登録、判決の執行等。
- ・ 1999年ハーグ国際裁判管轄条約案では、不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続、法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続、公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続、特許権、商標権、意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録、有効性、無効等を目的とする手続が専属管轄とされていた(12条)。

### 二 根拠とその批判

#### (1) 根拠

- ① 国際法における国家主権と各国間の平等原則<sup>3</sup>
  - ・ 如何なる国も他国により行われる公権力行為の当否を問題とすることは出来ない。→1)外国法自体を無効とすること、2)外国行政行為の合法性に関し無効等の司法的判断をすること、3)外国判決や執行行為、保全処置を無効とすること、4)外国国家機関による公的登録・登記の修正を命じたり無効としたりすること、の禁止。
  - ・ この根拠によりカバーされる範囲は、国家機関が関与する場合に限定される。→寧ろ②が主流(①が挙げられる場合にも、②で補充される)。
- ② 国家の強い関心
  - ・ ある具体的事項への国家の強い関心、又は、事項の性質による国家との関り<sup>4</sup>。但し、説明の仕方は一様ではない。
  - ・ 公序で説明される場合<sup>5</sup>: [例] 1936年1月21日フランス破棄院判決<sup>1</sup>→「発明特許についての無効

<sup>1</sup> Fragistas, at 203.

<sup>2</sup> Arroyo, at 84-108.

<sup>3</sup> Fragistas, at 206; Usunier, at 59.

<sup>4</sup> Mayer, at 277-278.

<sup>5</sup> Fragistas, at 217.

の訴えは公序に関する」とした。

- ・ また、主権概念で説明する者もある<sup>2</sup>。
  - ・ さらに、自国の強行的適用法規<sup>3</sup>の確保を専属管轄の根拠とする者も<sup>4</sup>。→自国が追求する法政策を実現するため、自国の強行的適用法規の適用を確保するべく専属管轄を採用。
- ③ 法律関係と法廷地との密接な繋がりが<sup>5</sup>。
- ④ 実務上の根拠(補強的根拠):法廷地と法との関係、登記・登録等一定の手続を行うべき地との近接性、事案の集中、訴訟地と執行地との一致<sup>6</sup>。

## (2) 批判

- ・ 専属管轄は法的推論よりも寧ろ伝統によって受け入れられて来たに過ぎないとされ、最近では批判が強い<sup>7</sup>。
- ・ ②に対する批判:国家が何故例えば不動産に関する事件には特別な関心を有し、複数の死亡者を出した事故に関しては関心を有さないのか、説得的な根拠を示すことは困難<sup>8</sup>。また、自国の強行的適用法規は外国裁判所でも尊重され得るし、問題がある外国判決は公序要件で排除可能<sup>9</sup>。
- ・ ③に対する批判:密接関連性のみからでは専属管轄は導かれない<sup>10</sup>。
- ・ 実際上の批判:国際裁判管轄を判断する際の柔軟性が失われる<sup>11</sup>。
- ・ 専属管轄の例外的性格。制限的解釈の必要性<sup>12</sup>。→国家活動の公的側面のみに限定すべき<sup>13</sup>。

## (3) 小括

- ・ 法律関係と法廷地との密接関連性や、実務上の便宜は、それ自体では専属管轄の根拠としては不十分。→①国際法上の外国主権尊重の要請と、②特定の事項に関する国家の強い関心が専属管轄の根拠ということが出来る。
- ・ ①国際法上の外国主権尊重→外国国家機関の行為の有効性を審理し得ない。→登記・登録、行政行為等の国家行為の有効性判断に関する専属管轄が導かれる(限定的。不動産のように国家機関がない場合をカヴァーしない)。
- ・ ②特定の事項に関する国家の強い関心:公序や主権といった不明確な概念よりも、寧ろ自国の強行

---

<sup>1</sup> *Rev. crit.* 1936. 510.

<sup>2</sup> Pataut, at 251. ここでいう「主権」は、「国家が自らの管轄を強制し、自国法の適用を要請しようと欲する場合をまとめたもの」という確認的・描写的概念として用いられている。*Id.*, at 33.

<sup>3</sup> 国家の社会的・経済的政策を体现し、準拠法如何に拘らず通常常に法廷地で適用される法規。「絶対的強行法規」「国際的強行法規」「介入規範」と呼ぶ者も。

<sup>4</sup> Holleaux, at 352. 条約・143頁以下。

<sup>5</sup> Usunier, at 112.

<sup>6</sup> Audit, at 423-425. 報告書 1186頁は、不動産の専属管轄につき、この紛争類型が現場でなされるべき照会、調査、専門家の尋問を伴う点、不動産所在地以外には知られていない慣行により規律されていることが多い点、土地登記簿に登記する必要性を挙げる。条約・143頁。

<sup>7</sup> とりわけ参照、Arroyo, at 80-126.

<sup>8</sup> *Id.*, at 83.

<sup>9</sup> *Id.*, at 87.

<sup>10</sup> *Id.*, at 91.

<sup>11</sup> *Id.*, at 109, 118-119.

<sup>12</sup> *Id.*, at 117.

<sup>13</sup> *Id.*, at 126.

的適用法規の適用確保から説明すべき。←外国裁判所による自国の強行的適用法規の適用に対する不信。特定の問題につき外国法の適用や外国判決の承認・執行可能性を否定。→自国の社会的・経済政策が専属管轄の範囲を決定。

- ・ 但し、前述のように、社会のグローバル化に伴い、抵触法の目的である私人間の紛争解決とは異質な、国家的利益を体現する専属管轄は可能な限り限定すべきだとするのが近時の傾向ということが出来る。→①のみに限定しようとする傾向。
- ・ このような状況の下では、②の根拠から専属管轄を採用する際には、実現すべき国家政策や自国の強行的適用法規の適用確保の必要性に関し、国際社会に向けて十分な説明を行う等、慎重な対応が求められよう。

### 三 著作権への示唆

#### (1) 国家活動の公的側面

- ・ 近時の批判の下でも、国家活動の公的側面については専属管轄を認めている。→何が国家活動の公的側面と言い得るのか。
- ・ とりわけ問題となるのは、国家機関に対してではなく、私人に対して登記・登録の移転を求める請求（著作権よりも寧ろ他の知的財産権においてより一層問題となり得る）。
- ・ 訴訟差止命令等における議論を参考にすれば、名宛人が私人であるというだけで、自国国家機関の活動に外国裁判所の判断が影響を及ぼすことには問題があると言い得る。→専属管轄性の肯定。

#### (2) 強行的適用法規としての著作権法？

- ・ 自国で実現したい社会的・経済的政策が、外国裁判所において必ずしも実現される可能性がない場合、外国法の適用や外国判決承認執行の可能性を放棄し、特定の裁判籍の下に専属管轄を認め、自国法（強行的適用法規）を適用することが許される<sup>1</sup>。
- ・ 問題は、現状において、著作権の存在・範囲・効力に関する我が国の法規を、そのような強行的適用法規と言い得るか否か。
- ・ この点につき、殆ど賛同がなかったものの、ハーグ国際裁判管轄条約最終会議において中国・オーストラリアにより著作権に関しても専属管轄規定を導入すべきとの主張がなされたことが指摘されている<sup>2</sup>。
- ・ また、本年4月公表の CLIPs 原則<sup>3</sup>においては、登録されない知的財産権の第三者に対する有効性を目的とした紛争に関し、判決が求められる国の専属管轄が認められている（Art. 2:401 (3)）。←外国裁判所が対世効を有する権利を無効にすることを防ぐことで登録されない知的財産権についての保護国の規制上の利益を保護するため。但し、変更の可能性あり。
- ・ これらの例からすれば、現段階で著作権の存在・範囲・効力に関する我が国の法規を強行的適用法規と看做し、その適用確保のために専属管轄規定を導入することも、国際的に受け入れられない程のことではないのでは。
- ・ 但し、専属管轄規定のインパクトの大きさからすれば、そのような規定の導入に当たっては、著作権法の捉え方や我が国法体系における位置づけという問題（経済法の一部として独占禁止法等と同様に把握して行くことになることの是非）や、このような解決が長期的に国益に合致するかどうか（判決

<sup>1</sup> Holleaux, at 352-356; Mayer, at 279.

<sup>2</sup> Arroyo, at 100.

<sup>3</sup> Available at <http://www.cl-ip.eu/>



の国際的な実効性を高めていく方向と何れが良いのか」といった点につき、十分な議論と説明が必要と思われる。

**【参考文献】**

- Diego P. Fernández Arroyo, “Compétence exclusive et compétence exorbitante dans les relations privées internationales”, 323 *Recueil des cours*, 9 (2008).
- Laurence Usunier, *La régulation de la compétence juridictionnelle en droit international privé* (Economica, 2008).
- Pierre Mayer/Vincent Heuzé, *Droit international privé* (9<sup>e</sup> éd., Montchrestien 2007), at 277-280.
- Bernard Audit, «Le droit international privé en quête d’universalité», 305 *Recueil des cours*, 9 (2003).
- Étienne Pataut, *Principe de souveraineté et conflits de juridictions (Étude de droit international privé)* (L. G. D. J., 1999), at 239-334.
- Dominique Holleaux, *Compétence du juge étranger et reconnaissance des jugements* (Dalloz, 1970), at 351-356.
- Charalambos N. Fragistas, « La compétence internationale exclusive en droit privé », in *Studi in onore di Antonio Segni*, Tome 2 (1967), 197.
- 道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』(商事法務・2009年)
- 関西国際民事訴訟法研究会訳「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書[4]」国際商事法務 27 卷 10 号(1999年)1181 頁、1185 頁以下。

## 著作権訴訟とドイツ国際民事訴訟法

上智大学法学部

駒田 泰士

### I 国際裁判管轄

#### 1. 侵害訴訟に対する通常管轄ルールの適用

かつては侵害訴訟につき専属管轄を示唆する見解<sup>1</sup>も主張されたが、

その後蓄積された同国の判例は、概して外国著作権の侵害等を理由とする訴訟についてドイツ裁判所の国際裁判管轄権を肯定している。

- ・ ルクセンブルク著作権の侵害を理由とする損害賠償及び差止請求に関して、  
BGH 2. 10. 1997, BGHZ 136, 380; OLG München 10. 1. 2002, ZUM 2003, 141  
[Spielbankaffaire]

「支配的な学説 (herrschende Meinung: hM)」も、著作権に関しては専属管轄論を否定している<sup>2</sup>。著作権は無方式で成立する私権であり、行政行為によって成立する工業所有権のような高権的要素がない、という点が主な理由<sup>3</sup>。今日の同国の学説においては、著作権に関しては当たり前に通常管轄ルールが妥当すると考えられており、専属管轄ルール導入の是非自体、ほとんど議論にならない。属地主義の原則 (Territorialitätsprinzip) も、国際裁判管轄には影響しないと考えられている。

絶対的強行法規 (Eingriffsnorm) に関して ~ 仮にドイツ著作権法がドイツ以外の裁判所の解釈による容喙を受けるべきでない政策的色彩の強い法規であるとすれば、ドイツ著作権侵害訴訟はドイツ裁判所の専属管轄とされるべきとの考え方が導かれる (この考え方を他国の著作権法にも推し及ぼせば、双方的専属管轄ルールが導かれる)。しかし、ドイツの学説一般は、ドイツ著作権法 (とくに契約法) 中の若干の規定<sup>4</sup>のみを民法施行法 (EGBGB) 34 条の適用を受ける絶対的強行法規と解するにとどまっているようである<sup>5</sup>。

米国では、外国著作権侵害事件につき *forum non convenience* 法理を活用して裁判管轄を否定する事例もあるやに聞くが<sup>6</sup>、ドイツ法においては、同法理 (あるいはわが国際民訴法上の「特段の事情」論) は少なくとも大っぴらには受け入れられていない。

<sup>1</sup> NUSSBAUM, S. 337 ff.

<sup>2</sup> ULMER<sup>2</sup>, S. 82; ders.[1], Rdnr. 27-30; BORNKAMM, S. 130; v. GAMM, Einf. Rdnr. 147; TROLLER, S. 261 ff. / 271 f.

<sup>3</sup> Vgl. SCHACK<sup>1</sup>, Rdnr. 22-23.

<sup>4</sup> ドイツ著作権法 (UrhG) 32 条、32a 条が強行的に適用される (32b 条)。

<sup>5</sup> Schack は、通常の私法的交通においては、そのような絶対的強行法規はきわめて稀 (*sehr selten*) にしか存在しないと述べている。SCHACK<sup>4</sup>, Rdnr. 1148.

<sup>6</sup> 木棚照一編『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会、2003) 23-24 頁参照 [古田啓昌]。

参考：工業所有権侵害訴訟について

工業所有権侵害訴訟についても、議論はあるが、専属管轄を否定する論が支配的であり、判例もこれに従っているようである<sup>1</sup>。

もともと、当該権利の有効性が抗弁の形で問題となった場合にどうすべきか、ということは盛んに議論されている。

1968年のブラッセル条約16条4項（及び改正前〔1988年〕ルガノ条約16条4項）は、権利の有効性や登録に関する訴訟について登録国の専属管轄を定めていたが、この規定は、権利の有効性等を正面から争う訴訟について適用あるものと解されてきた。

しかし、近時 ECJ は、たとえ特許の登録や有効性に関する法的紛争が抗弁の形で生じた場合であっても、同条約16条4項は適用されると判断した（いわゆる GAT/Luk 判決）。

GAT/Luk 判決（2006年7月13日）は、デュッセルドルフ高裁より付託された同項の解釈に関する先決判決であり、抗弁の提出がされた場合に同項が適用されるとして、具体的にどのように処理すべきかを明らかにしていない。これに関しては、却下／移送説と中止説が提唱されている。

却下／移送説を採用すると、いったんは通常管轄ルールに従い管轄を認めるものの、抗弁提出がなされれば却下するということで、実質的に専属管轄ルールを採用したのに近い結果が導かれる。

中止説を採用した場合は、侵害訴訟の裁判所は、手続を中止して権利無効を判断しうる国の機関に申立てを行う機会を被告に与える。一定期間内にそのような申立てがなされない場合には、手続を再開し、当該抗弁は提出されなかったものとみなされる。

目下のところ、改正前ルガノ条約16条4項に関して中止説を採用したスイス・チューリッヒ商事裁決定（2006年10月13日）が報告されている。

## 2. 通常管轄ルールの内容

民訴法（ZPO）12条以下所定の裁判籍がドイツにある場合、国際裁判管轄を肯定する<sup>2</sup>（土地管轄規定の二重機能 [Doppelfunktion]）。

### (1) 普通裁判籍 (Allgemeiner Gerichtsstand : ZPO12条)

住所 (Wohnsitz) 地 (13条)、居所 (Aufenthaltsort) 地 (16条)、経営 (Verwaltung) 統括地 (17条)

### (2) 特別裁判籍 (Besonderer Gerichtsstand)

財産所在地 (23条)

⇒ ZPO23条は、文言だけみると、非常にわずかな財産や執行の価値がない財産の所在地であっても管轄が肯定されるがごとく規定されているので、Catch-as-catch-can 管轄規則として評判が悪い。学説は一致して制限的な解釈を要求している。判例も、十分な内国との牽連性

<sup>1</sup> 特許権については OLG Düsseldorf 25. 3. 1966, GRUR Int. 1968, 100 [Kunststofflacke]; 商標権については BGH 2. 10. 1956, BGHZ 22, 1 [Flava-Erdgold].

<sup>2</sup> Vgl. BGH 7. 12. 1979, GRUR 1980, 227 [Monumenta Germaniae Historica].

(hinreichender Inlandsbezug) を要求している<sup>1</sup>。

#### 義務履行地 (Erfüllungsort : 29 条)

- ⇒ 契約上の紛争について係争対象たる義務 (streitige Verpflichtung) の履行地に裁判籍を認めるもの。同義務の履行地は、法廷地法ではなく、契約準拠法 (*lex causae*) によって決めるというのが通説。明確に特定できない場合、(国際私法におけるのと平行に<sup>2</sup>) 特徴的給付の基準 (Maßgeblichkeit der charakteristischen Leistung) が用いられる。
- ⇒ 著作権契約の準拠法に関する標準的な見解によると、原則として著作物の利用を可能とする著作権譲渡人やライセンサーが特徴的給付を行うと考えられるので、その常居所地法によるが、排他的な権利が設定された場合、又は譲受人／ライセンサーが利用義務を負う場合には、これらの者が特徴的給付を行うと考えられるので、その常居所地法によるとされる<sup>3</sup>。

#### 不法行為地 (32 条)

- ・ スイスに営業所を有する出版社がドイツの雑誌に著作物の複製物を提供すること及びドイツからの注文に応じたことを理由とする著作権侵害訴訟について、不法行為地管轄を肯定  
BGH 7. 12. 1979, GRUR 1980, 227 [Monumenta Germaniae Historica]
- ⇒ 間接損害は、不法行為地管轄を原因づけない。侵害者／原告の住所／居所は、損害発生地又は許諾を得ていない土地という資格で ZPO32 条に基づく国際裁判管轄を基礎付けることはない<sup>4</sup>。そもそも ZPO32 条は、加害行為地の裁判所 (das Gericht..., in dessen Bezirk die Handlung begangen ist) の裁判籍しか規定していない。
- ⇒ ブラッセル I 規則 5 条 3 号は、損害発生地管轄を包含している。同号は、ドイツ国際民訴法 (*autonomes deutsches Zivilprozessrecht*) 上のルールよりも広範な管轄を認めるものと解されている<sup>5</sup>。もっとも、知的財産権の場合は、侵害地＝損害発生地と考えられているようである<sup>6</sup>。
- ⇒ 不法行為地であることのみを理由としてドイツ裁判所の国際裁判管轄が肯定された場合にあっては、本案においてもドイツ著作権の侵害のみを主張しようと考えられている<sup>7</sup>。Fiona Shevill 判決<sup>8</sup>の影響によるものであろう (いわゆるモザイク理論 [Mosaikprinzip])。ブラッセル条約 5 条 3 号に関する事例であるが、ドイツ及びベルギーに付与された欧州特許の侵害が問題となった事案で、ベルギー部分から生じた請求については国際裁判管轄を否定したものがあつた (OLG Düsseldorf 22. 7. 1999, IPRax 2001, 336; LG Düsseldorf 25. 8. 1998, GRUR Int. 1999, 455 [Schuss- fadengreifer])。
- ⇒ 特許権非侵害の確認請求 (negative Feststellungsklage) については、不法行為地管轄によることができないとした裁判例があり、一部の学説がこれに従っているという<sup>9</sup>。理由は、

<sup>1</sup> Vgl. BGH 2. 7. 1991, BGHZ 115, 90.

<sup>2</sup> これ (Gleichlauf) は証明責任の軽減という観点からも推奨される。KROPHOLLER, S. 618.

<sup>3</sup> ULMER1, Rdnr. 73-77.

<sup>4</sup> KATZENBERGER, Vor. §§120 ff. Rdnr. 172; BGH 14. 5. 1969, BGHZ 52, 108; OLG München 15. 2. 1990, GRUR 1990, 677 [Postervertrieb].

<sup>5</sup> KATZENBERGER, Vor. §§120 ff. Rdnr. 172.

<sup>6</sup> ULMER2 S. 82; ders.[1], S. 17 f.; BORNKAMM, S. 130 / 132; STAUDER, S. 474.

<sup>7</sup> KATZENBERGER, Vor. §§120 ff. Rdnr. 172.

<sup>8</sup> EuGH 7. 3. 1995, Rs.C-68 / 93, NJW 1995, 1881.

<sup>9</sup> デン・ハーグ裁判所の判決。Adolphsen が Gerichtshof-Gravenhage, Urt. vom 21. 1. 1998, [1998] 4 EIPR N-61, 62 を引用している (筆者は判旨を直接確認していない)。ADOLPHSEN, Rdnr. 498, Fn 677.

もしこのような請求を認めると、結果的に当該訴えについて被疑侵害者の普通裁判籍を認めることになるから、というもの。

参考：インターネットを介した著作権侵害の場合について

ドイツ国際民訴法上の議論はまだ未調査であるが、ブラッセル I 規則 5 条 3 号所定の不法行為地の概念は、インターネットを介した著作権侵害の場合でも広く解されているようである。支配的見解 (hM) は、アップロード行為地、アップロード地、現実にはアクセス及びダウンロードがされた地のみならず、アクセス/ダウンロード可能な全ての国が当該不法行為地に包含されると解しているようである<sup>1</sup>。

主観的併合及び客観的併合管轄については、ブラッセル I 規則上に規定あり<sup>2</sup> (6 条 1 号、28 条)。ドイツ法においては、共同訴訟 (Streitgenossenschaft) に関する規定のみあり (ZPO59 条、60 条)。

合意管轄 (38 条ないし 40 条)

## II 外国判決の承認、執行

### 1. 自動承認原則

外国判決の承認に要する特別な手続というのは、ドイツにおいては原則として存在しない (執行は異なる)。外国判決の承認適格性の証明は、通常、付随的になされる。必要があれば、外国判決の承認について確認を求める訴訟も提起しうる (ZPO256 条)。

ブラッセル I 規則は、承認拒絶を原則として職権調査事項としているが、ドイツ法はこれと明確に相違している。承認拒絶は、ドイツ法に従えば、被告又は利害関係人が当該手続に関わらなかった、又は最も重要な主張を述べる機会を得なかったという証拠を提出する場合に限り、考慮されることになる。

### 2. 承認適格性を有する判決等 (ZPO328 条)

すべての裁判所による本案裁判 (Sachentscheidungen) が承認可能。承認判決の承認及び執行 (Doppelresequatur) は、原則として不可能<sup>3</sup> (例外は仲裁判断の承認)。

#### (1) 既判力 (Rechtskraft)

外国判決が当該外国法によれば既判力を有しており、それゆえにドイツにおいて形式的確定力を

---

677.

<sup>1</sup> Vgl. SCHACK<sup>2</sup>, S. 763; ders.[3], MMR 2000, S. 139. 批判的な立場として、BERGER, S. 467 f.

<sup>2</sup> 知的財産権の侵害を理由とする請求に係るその適用可能性の問題に関しては、STAUDER, S. 476 f.

<sup>3</sup> 承認国に固有の承認権が帰属し、他国はそれを有しないというべきである。KROPHOLLER, S. 663. これはフランス法の格言にいう *exequatur sur exequatur ne vaut*.

有しているのであれば、ZPO 723 条により、直ちに執行判決（Vollstreckungsurteil）が付与される。

⇒ もっとも自動承認原則を採用するドイツ国際民訴法の下では、外国判決の承認にとって、その終局的効力（Endgültigkeit＝形式的確定力）は必要不可欠ではない<sup>1</sup>。承認にとっては、一定程度の法律上の有効性で十分だからである。外国判決の承認をその効力の拡張として捉えた場合（効力拡張説<sup>2</sup>）、必然的に、当該外国法により既判力が生じる前に当該外国判決に認められている、当該国における効力が承認されるべき、ということになる。

## （2）公正証書及び訴訟上の和解（Öffentliche Urkunden und Prozeßvergleiche）

ブラッセル I 規則 57 条以下によれば、本源国（Ursprungsstaat）において執行可能な公正証書及び訴訟上の和解は、他の構成国においても承認／執行される（そのさい、57 条 1 項後段により、公序との両立可能性のみが審査される）。

⇒ ZPO328 条は「外国裁判所の判決」の承認についてのみ規定しているが、通説は、その他の債務名義にも適用があることを否定していない<sup>3</sup>。

## 3. 承認要件又は承認拒絶要件

原則として ZPO328 条所定の要件。そのほかに、次の二つの不文要件が広く承認されている。

- ① 判決国法によれば、当該判決が無効でないこと
- ② 判決国の裁判権が国際法によって否定されないこと

### （1）公序の留保（Vorbehalt des *ordre public* : ZPO328 条 1 項 4 号）

公序違反の大まかな判断基準 ～ ドイツ法の本質の原則と両立しない結果、とくに当該承認が基本法と両立しない結果を導くか否か

実体的公序（*materielle ordre public*）に対する違反の有無

⇒ 事案の内国との関連性の程度が考慮される。

手続的公序（*verfahrensrechtliche ordre public*）に対する違反の有無

⇒ 他当該外国手続法が遵守されているか否かは関係がない。ドイツの観点から審査。

### （2）法定審問権（*rechtliches Gehör*）の保障（ZPO328 条 1 項 2 号）

訴訟を開始する文書の適式な送達

### （3）他の判決との両立不可能性（ZPO328 条 1 項 3 号）

他の判決又は従前の内国における訴訟係属と両立不能である外国判決は承認されない。

### （4）間接国際裁判管轄の欠如（ZPO328 条 1 項 1 号）

ドイツ法は、いわゆる鏡像原則（*Spiegelbildprinzip*）を採用している。それゆえ、外国裁判所が

<sup>1</sup> ブラッセル I 規則上も同様の解釈がなされる（32 条）。WAUTELET, p. 540.

<sup>2</sup> 共同体法及び条約法のみならず、ドイツ国際民訴法の解釈としても、効力拡張説（*Grundsatz der Wirkungserstreckung*）が多数説であり、同種の内国判決の効力に置換されるとする等置説（*Gleichstellungslehre*）は少数説である。KROPHOLLER, S. 679.

<sup>3</sup> KROPHOLLER, S. 665; RIEZLER, S. 530; GOTTWALD, S. 267 f.

内国の対応管轄規則により管轄権を有すると評価される場合に、当該外国裁判所の判決は承認される。ドイツ法は、間接管轄のための特別な規則を有していない。

⇒ たとえ外国の裁判所がドイツ法においては知られていない管轄原因に基づいて管轄権を肯定しても、ドイツ法からみて管轄権を有するならば、当該判決は承認される。

(5) 相互の保障 (Gegenseitigkeit : ZPO328 条 1 項 5 号)

もつとも、その適用範囲は 2 項でかなり限定されている。財産権に基づく請求に關していえば、ドイツ法上内国に裁判籍が認められない場合、相互の保障は要求されない。

文献

ADOLPHSEN	ADOLPHSEN, Europäisches und internationales Zivilprozeßrecht in Patentsachen, 2 Aufl. 2009
BERGER	BERGER, “Die internationale Zuständigkeit bei Urheberrechtsverletzungen in Internet-Websites aufgrund des Gerichtsstands der unerlaubten Handlung nach Art. 5 Nr. 3 EuGVO”, GRUR Int. 2005, 465.
BORNKAMM	BORNKAMM, “Grenzüberschreitende Unterlassungsklagen im Urheberrecht” in Schwarze (Hrsg.), Rechtsschutz gegen Urheberrechtsverletzungen und Wettbewerbsverstöße in grenzüberschreitenden Medien, Jürgen 2000, S. 127
v. GAMM	v. GAMM, Urheberrechtsgesetz, 1968
GOTTWALD	GOTTWALD, “Grundfragen der Annerkennung und Vollstreckung ausländischer Entscheidungen in Zivilsachen”, ZZP 103 (1990) 257
KATZENBERGER	Vor §§120 ff. in Schricker Urheberrecht Kommentar, 3 Aufl., 2006
KROPHOLLER	KROPHOLLER, Internationales Privatrecht, 6 Aufl. 2006
NUSSBAUM	NUSSBAUM, Deutsches internationales Privatrecht, 1932
RIEZLER	RIEZLER, Internationales Zivilprozeßrecht und prozessuales Fremdenrecht, 1949
SCHACK1	SCHACK, Zur Anknüpfung des Urheberrechts im internationalen Privatrecht, 1979
SCHACK2	SCHACK “Neue Techniken und Geistiges Eigentum”, JZ 1998, 753.
SCHACK3	SCHACK, “Internationale Urheber-, Marken- und Wettbewerbsrechtsverletzungen im Internet. Internationales Zivilprozeßrecht”, MMR 2000, 135.
SCHACK4	SCHACK, Urheber- und Urhebertvertragsrecht, 3 Aufl., 2007
STAUDER	STAUDER, “Die Anwendung des EWG-Gerichtsstands- und Vollstreckungsübereinkommens auf Klagen im gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht”, GRUR Int., 465.
TROLLER	TROLLER, Das internationale Privat- und Zivilprozeßrecht im Gewerblichen Rechtsschutz und Urheberrecht, 1952

ULMER1	ULMER, Immaterialgüterrechte im internationalen Privatrecht, 1975
ULMER2	ULMER, Urheber- und Verlagsrecht, 3 Aufl. 1980
WANDTKE	Wandtke / Bullinger (Hrg.), Praxiskommentar zum Urheberrecht, 2 Aufl., 2006
WAUTELET	Art. 32 in Magnus / Mankowski (ed.), Brussels I Regulation, 2007



## 国際裁判管轄を巡るイギリスの状況について

弁護士 大野 聖 二

### 第1 概観

英国は、理念的には、EU加盟国として、国際裁判管轄に関しては、EUのルールを適用し、それらの適用対象でない事項に関して、自国のコモン・ローを適用するという形になっている。実際は、EUのルールと自国のコモン・ローを取り込んだ Civil Procedure Rule (”CPR”) を 1999年に制定し、これに基づいて国際裁判管轄は規律されることになっている。Civil Procedure Rule は、民事裁判の手続を統一化する目的で、従前制定されていた最高法院規則等を取り込んで成立している。

### 第2 条約と国際裁判管轄

英国は、ブラッセル条約に関して、条約上の義務の実施につき変形型を採用しており、1982年に Civil Jurisdiction and Judgment Act 1982 を制定している。同 Civil Jurisdiction and Judgment Act 1982 は、1991年に、ルガノ条約の国内法化するために、Civil Jurisdiction and Judgment Act 1991 として修正された。その後、2002年12月22日の理事会規則【(EC) 44/2001】を取り入れるために、Civil Jurisdiction Order 2001 が制定された。

### 第3 知的財産権の有効性等に関する訴訟

「特許権、商標権、意匠権その他登録又は寄託を要する類似の権利の登録又は効力に関する事件」に関して、登録又は寄託がなされたEU構成国の裁判所が有するというブラッセル規則16条4項は、そのままの文言で、Civil Jurisdiction and Judgment Act 1982 の16条4項に採用されている。

### 第4 知的財産に関する訴訟

#### 1 被告が英国内にいる場合

原則として、管轄が認められる。但し、被告は、**forum non convenience** の法理により、中止の申し立てが可能である。被告が英国内にいる場合は、訴状の送達は、裁判所の許可が不要なので、管轄で争うメリットは、原則としてないとされる。

#### 2 被告が英国外にいる場合

CPR Rule6.33 は、①請求がなされた裁判所が1982年法の下で、管轄権を有しており、②同一請求に関する同一当事者間の裁判手続が英国及びEUメンバー国内の裁判所に係属しておらず、③ i) 被告の domicile が英国ないしEUメンバー国内にあり、ii) ブラッセル条約の対象である場合には、裁判所の許可なく送達が行えるとする。

CPR Part 6B は、裁判所の許可を得て送達ができる場合として、以下の場合を挙げている。

①契約に関する請求 (要件 a) 管轄内で成立するか、b) 管轄内において営業ないし居住する代理人により成立するか、c) 英国法が準拠法となっているか、又は d) 少なくとも契約に関する請求のいずれかを決定する管轄を有する効果を与える条項を含んでいること。)

②不法行為に基づく請求（要件 a) 損害が管轄内で発生するか、又は、b) 管轄内の行為に損害が発生したこと。）

### ③仮処分手続

## 第5 外国判決の承認・執行

### 1 承認の対象

上訴中であっても、執行に対象となり得るが、通常は上訴の結果が出るまで手続が中止される。

特定の金銭の支払を命じる判決のみが承認の対象である。差し止めを命じる判決は、別途、英国で訴訟を提起する必要がある。

### 2 承認の要件

①英国の立場からみて、管轄を有していることを要する。

②矛盾する先の判決があると承認されない。

### 3 承認執行の手続

判決の登録手続を要する。

外国判決の可否は審理しない。

## 第6 主要な判例

### 1 **Tybrun Productions Ltd. v. Conan Doyle**<sup>1</sup>

事案は、イギリスの映画・テレビ製作会社である原告 **Tybrun Productions Ltd.**

(イギリス法人) が、**Conan Doyle** の小説の登場人物であるシャーロック・ホームズとワトソン博士をモデルにしたテレビ映画を製作した。このテレビ映画は、**Conan Dyle** の上記キャラクターを使用したという点を除けば、すべてオリジナルな作品であった。**Conan Doyle** の著作権の相続人である娘 **Bromet** は、米国における当該テレビ映画の配給に対して、米国におけるシャーロック・ホームズとワトソン博士というキャラクターの著作権の侵害であると主張した。米国における配給会社は、**Tybrun Productions Ltd.**の承諾を得ないで、彼女がその映画に関して有している何らかの権利を自社及び **Tybrun Productions Ltd.**に対して行使しない対価として、金銭を支払うことで合意した（なお、原作者である **Conan Doyle** は 1930年に死亡し、イギリスにおける **Conan Doyle** の著作権は1980年に消滅している）。

しかし、原告 **Tybrun Productions Ltd.**は、この映画の続編を制作しようと企画し、第1作目と同じ紛争に巻き込まれることを懸念し、被告 **Bromet** が米国著作権等を有しないことの **DJ Action**（確認訴訟）を英国の裁判所に提起した。具体的には、原告 **Tybrun Productions Ltd.**は、①被告は、米国の著作権、不正競争法、商標法に基づいて、シャーロック・ホームズとワトソン博士というキャラクターに関して何らの権利を有さないとの確認及び②被告が第三者に対してそのようなテレビ映画あるいはフィルムプログラムの米国での配給を妨害する権利を有すると主張することの差止命令を請求した。

これに対して、英国の裁判所は、管轄を否定し、原告の申立を却下した。

裁判所は、英国の裁判所には、外国の土地に関する権利の所在や権利の侵害に対する賠償

---

<sup>1</sup> [1991]Ch 75

についての紛争を審理する管轄はないというルール（**Moalambique Rule**）があり、このルールは、外国の知的財産権法から生じる権利の有効性やその権利の侵害に関する紛争にも適用される。…外国の特許権、著作権、商標権などの知的財産権に関する紛争は属地的なものであり、その管轄は当該権利を付与した国の裁判所に専属的に帰属するものである。

その理由として、裁判所は、①知的財産権は領土と同様国家の創造物であり、外国の知的財産権の付与は、当該国の主権の行使として行われているものであること（**Potter v. The Broken Hill, 3CLR 479 (1906)**の判例で述べられていること）、②**double actionability** の法理（侵害が問題とされた地のみではなく、イギリスにおいても不法行為の成立要件を満たす必要があること）からも管轄を否定されること、③本件の特殊性として、被告が原告に対し権利主張をする蓋然性が高くないため、原告の訴えを認めるのは適切ではないこと、④イギリスで裁判を行ってもその判決の効力が米国で承認されるか不明であり、そのような状況の下で、専門家承認等の米国法の調査を要する外国知的財産権に関する複雑な訴訟を英国の裁判所が扱うのは適当でないこと、を挙げている。

本判決は、外国の知的財産権に関する訴訟の管轄を否定するに当たり、**Moalambique Rule**(外国の不動産に関する事件の管轄を否定した1891年の判例法理)が知的財産権にも適用されるとのオーストラリアの**Potter v. The Broken Hill**,という1906年の判例法理、及び **double actionability** の法理を適用することに外国知的財産に関する訴訟の管轄を否定している点に特徴があるとされる。

## 2 その後の判例

### **Pearce v. Over Arup**<sup>1</sup>

イギリスに居所を有するフリーの建築家である原告が、オランダの著名な建築家である**Rem Koolhaas** のデザインしたロッテルダム市にある**Kunsthal Rotterdam**(博物館&アートギャラリー)が原告の保有する英国とオランダの著作権の侵害が問題となった事案において、裁判所は、**Potter v. The Broken Hill** の判例法理が登録を要しない知的財産権には妥当しない旨を明らかにした上で、管轄を認めた。

### **R Griggs Group v. Evans**<sup>2</sup>

2つのロゴ（「**Dr. Martens**」と「**Air Wair**」）で靴等を販売していた原告がこの2つのロゴを組み合わせたロゴの制作を依頼した被告との間で、**Worldwide** の著作権の帰属が争われたものであり、ロゴの制作委託契約の解釈が問題となった事案。裁判所は、**Potter v. The Broken Hill** の判例法理は、著作権に適用されない旨を確認し、英国法に基づいて、ロゴの制作委託契約を解釈し、ロゴの制作者に著作権が帰属すると判示した。

以 上

---

<sup>1</sup> [2000]Ch403.

<sup>2</sup> [2005]Ch153.

著作権関係訴訟における国際裁判管轄  
——アメリカ法の状況について——

九州大学大学院法学研究院  
小島 立

1. 序論.....	45
(1) 本報告の検討対象.....	45
(2) 前提問題の確認.....	45
(3) 本報告の進め方.....	46
2. 事物管轄権 (subject matter jurisdiction) .....	46
(1) はじめに.....	46
① 連邦問題管轄権 (federal question jurisdiction) .....	46
② 州籍相違管轄権 (diversity jurisdiction) .....	47
③ 付加管轄権 (supplemental jurisdiction) .....	47
④ 不便宜法廷地 (forum non convenience) について.....	47
⑤ 問題の所在.....	48
(2) 外国著作権関係訴訟における従来の議論状況.....	48
① 事物管轄一般：肯定例.....	48
② 事物管轄一般：否定例.....	49
③ 補足：特許・商標事件等.....	50
④ 付加管轄権に係る事件.....	51
(3) ALI 原則.....	51
① 事物管轄一般 (211 条) .....	51
② 反訴, 付加的請求及び抗弁に係る事物管轄権 (212 条) .....	52
③ 確認判決 (213 条) .....	52
④ 暫定的措置及び保全的措置 (214 条) .....	52
3. 領域管轄権 (territorial jurisdiction) .....	52
(1) はじめに.....	52
(2) 従来の議論状況.....	53
① 一般論.....	53
② インターネット環境での対人管轄権.....	53
(3) ALI 原則.....	55
① 被告住所地管轄 (201 条) .....	55
② 管轄合意 (202 条) .....	55
③ 法廷地に居住していない被告の出廷 (203 条) .....	55
④ 法廷地に居住していない被告による侵害行為 (204 条) .....	55
⑤ 知的財産権に関する合意 (205 条) .....	55
⑥ 複数の被告に対する人的管轄 (206 条) .....	56
⑦ 国境を越えた紛争の管轄についての不十分な根拠 (207 条) .....	56
4. 裁判所間の調整 (coordination) .....	56
(1) はじめに.....	56

(2) 従来の議論状況.....	56
(3) ALI 原則 .....	56
① 最初に提起された裁判所の調整権限 (221 条) .....	56
② 調整の判断及び手続の集中 (222 条) .....	57
③ 他の裁判所による紛争処理 (223 条) .....	57
5. 結語.....	57

## 1. 序論

### (1) 本報告の検討対象

- ・アメリカ法律協会 (ALI: American Law Institute) : 知的財産関係訴訟における国際裁判管轄, 準拠法, 外国判決の承認執行等についての包括的な提案 (以下, 「ALI 原則」)<sup>(1)</sup>

### (2) 前提問題の確認

- ・アメリカにおける連邦制: 領域管轄権 (territorial jurisdiction) ないし人的管轄権 (personal jurisdiction), 事物管轄権 (subject matter jurisdiction), 裁判地 (venue), 送達 (service) についての検討<sup>(2)</sup>。
- ・領域管轄権: 具体的当事者または具体的事件との関係で当該訴訟について当該裁判所の管轄権を及ぼし得るかという問題
- ・事物管轄権: 当該裁判所がカテゴリカルに当該訴訟類型について審理する権限を付与されているかという問題
- ・裁判地: 同種の裁判所が複数存する際の便宜上の地域的事務分配のこと<sup>(3)</sup>。
- ・送達: 当該被告に対し, 訴訟が開始され応訴が求められていることについて適式に通知する手続の問題<sup>(4)</sup>

<sup>(1)</sup> AMERICAN LAW INSTITUTE, INTELLECTUAL PROPERTY: PRINCIPLES GOVERNING JURISDICTION, CHOICE OF LAW, AND JUDGMENTS IN TRANSLATIONAL DISPUTES (2008). 議論の途中経過の段階のものも含め, 邦語による紹介としては, 伊藤敬也「インターネットにおける知的財産権侵害とアメリカ法律協会による条約提案」木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会, 2003年)391頁, 福本渉「知的財産権に関する国際裁判管轄権——アメリカ法律協会作成の『国際知的財産紛争の裁判管轄および法選択, 判決に係る原則』を中心に——」知財研フォーラム61号(2005年)45頁, 同「知的財産権に関する国際裁判管轄権——アメリカ法律協会作成の『国際知的財産紛争の裁判管轄および法選択, 判決に係る原則』を中心に——」知財研紀要2005(2005年)134頁, 木棚照一「知的財産紛争に関する国際私法規則の調整と調和の試み——東アジアの視点から——」高林龍編著『知的財産法性の再構築』(日本評論社, 2008年)290頁などを参照。

<sup>(2)</sup> 邦語文献としては, 浅香吉幹『アメリカ民事手続法 [第2版]』(弘文堂, 2008年)19頁。また, ウィリアム・M・リッチマン=ウィリアム・L・レイノルズ(松岡博=吉川英一郎=高杉直=北坂尚洋訳)『アメリカ抵触法(上巻)——管轄権編——』(レクシスネクシス・ジャパン, 2008年)28頁参照。

<sup>(3)</sup> 裁判地については, 「対人管轄が裁判所の権限の問題であるのに対し, 裁判地は裁判所が裁判をする場所の問題であり, 我が国における土地管轄の概念に近い」という指摘がある(古田啓昌「知的財産侵害訴訟における国際裁判管轄——1. アメリカ」木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会, 2003年)19頁)。

<sup>(4)</sup> 以上の説明につき, 浅香・前掲注(2)19頁参照。

### (3) 本報告の進め方

- ・本報告での主な検討対象：事物管轄権と領域管轄権について（不即不離の問題として、フォーラム・ノン・コンビニエンス（不便宜法廷地）の問題）
- ・裁判所間の調整（coordination）

## 2. 事物管轄権（subject matter jurisdiction）

### (1) はじめに

- ・事物管轄権：当該裁判所が裁判権を行使する前提として存在しなければならず、当事者が合意によって管轄権を創出したり、意義を放棄することで不存在を治癒したりすることはできない<sup>(1)</sup>
- ・連邦が有する管轄権については2つに大別：争われている内容に基づくものと争っている当事者に基づくもの<sup>(2)</sup>

#### ① 連邦問題管轄権（federal question jurisdiction）

- ・連邦問題管轄権（federal question jurisdiction）：特許・著作権事件等については連邦裁判所の専属管轄（28 U.S.C. § 1338）。
- ・28 U.S.C. § 1338 (a)<sup>(3)</sup> が規律する事件：一般に米国特許権ないし米国著作権の効力が問題となる事件を指す<sup>(4)</sup>
  - ⇒ 当事者間でライセンス契約の内容に関わる事件が発生しても、それが知的財産権侵害の問題を生ぜしめず、単に契約違反の問題に関わる場合には、連邦問題管轄権の対象とはならず、州裁判所で審理されるべき<sup>(5)</sup>
- ・外国知的財産権に基づく訴訟についても連邦問題ではなく、州裁判所の管轄に服する<sup>(6)</sup>
  - ⇒ 連邦裁判所がこれらの事件について管轄を有するのは、以下の州籍相違管轄権や付加管轄

---

<sup>(1)</sup> 浅香・前掲注(2) 20頁。

<sup>(2)</sup> 浅香・前掲注(2) 24頁。

<sup>(3)</sup> 28 U.S.C. § 1338 (a): The district courts shall have original jurisdiction of any civil action arising under any Act of Congress relating to patents, plant variety protection, copyrights and trademarks. Such jurisdiction shall be exclusive of the courts of the states in patent, plant variety protection and copyright cases. (下線部、報告者)

<sup>(4)</sup> *T.B. Harms Co. v. Eliscu*, 339 F.2d 829 (2d Cir. 1964); *Topolos v. Caldwell*, 698 F.2d 991 (9th Cir. 1983); *Bassett v. Mashantucket Pequot Tribe*, 204 F.3d 343 (2d Cir. 2000); *Royalty Control Corp. v. Sanco Inc.*, 175 USPQ 641 (N.D.Cal. 1972). ROGER E. SCHECHTER & JOHN R. THOMAS, INTELLECTUAL PROPERTY: THE LAW OF COPYRIGHT, PATENTS AND TRADEMARKS 192-194 (West 2003). また、古田・前掲注(3) 12頁、山本隆司『アメリカ著作権法の基礎知識〔第2版〕』（太田出版、2008年）243頁。

<sup>(5)</sup> *Bevan v. Columbia Broadcasting System, Inc.*, 329 F.Supp. 601 (S.D.N.Y. 1971), 古田・前掲注(3) 12頁、山本・前掲注(4) 243頁。

<sup>(6)</sup> *De Bardossy v. Puski*, 763 F.Supp. 1239 (S.D.N.Y. 1991), 古田・前掲注(3) 12頁、山本・前掲注(4) 244頁。

権が満たされる場合のみ。

## ② 州籍相違管轄権 (diversity jurisdiction)

- ・ 28 U.S.C. § 1332 : ①相異なる州の市民間の争訟, ②州の市民と外国の市民もしくは臣民との争訟, ③相異なる州の市民間の争訟で外国の市民もしくは臣民がさらに当事者であるもの, ④外国が原告となった一ないし複数の州の市民との間の争訟, の何れかであって, かつ係争価額 75,000 ドル (利息及び訴訟費用は除く) を超える事件について, 連邦裁判所に第一審管轄権<sup>(1)</sup>
- ・ 外国知的財産権に関する問題: 当事者の州籍または国籍が異なれば州籍相違管轄権の適用あり

## ③ 付加管轄権 (supplemental jurisdiction)

- ・ 連邦裁判所に第一審管轄権を付与する根拠となる原告の法的主張がある場合: 別の法的主張が単独では連邦第一審管轄権の根拠となり得なくても, 2つの主張が同一事件から派生し, かつ相互に十分な関連性があるのであれば, 28 U.S.C. § 1367 の付加管轄権 (supplemental jurisdiction) として, 両主張を含めた1つの事件に連邦裁判所の第一審管轄権が存在<sup>(2)</sup>
- ・ 外国知的財産権が関係する訴訟においては, アメリカ法上の知的財産権に基づく請求に外国知的財産権に基づく請求が付加された場合に問題となる

## ④ 参照: 不便宜法廷地 (forum non conveniences) について

### a. 一般論

- ・ いわゆる不便宜法廷地 (フォーラム・ノン・コンヴィニエンス ; forum non convenience) の法理の適用  
⇒ 結論として管轄権の行使が否定<sup>(3)</sup>。事物管轄権だけではなく、後述する領域管轄権にも妥当 (事物管轄の裁判例との関係上、ここで説明)

### cf. 専属管轄の議論との関連性

- ・ 不便宜法廷地の法理: 当該裁判所が訴訟追行の点で恐ろしく不便な法廷である場合で, かつ, 別のもっと便利な法廷が原告にとって利用可能な場合である場合<sup>(4)</sup> (後述の *Boosey & Hawkes* 事件では, いわゆる「ギルバート・ファクター」<sup>(5)</sup>)。

### b. 「ギルバート・ファクター」

- ・ *Gilbert* 判決の掲げるファクター<sup>(6)</sup>

① 「考慮されるべき利益であって最も圧迫されそうなものは, 訴訟当事者の利益」: 有形の証

---

(1) 浅香・前掲注 (2) 26 頁。

(2) 浅香・前掲注 (2) 29 頁。

(3) リッチマン=レイノルズ・前掲注 (2) 237 頁。

(4) リッチマン=レイノルズ・前掲注 (2) 237 頁

(5) *Gulf Oil Corp. v. Gilbert*, 330 U.S. 501 (1947).

(6) リッチマン=レイノルズ・前掲注 (2) 237-238 頁。

- 拠との接近性及びアクセスのしやすさ、非協力的な証人に対する強制令状の利用可能性、協力的な証人にとっての旅行コスト、関連財産の視察可能性並びにあり得る判決の執行可能性
- ② 考慮されるべき「公益」：訴訟を元のところで取り扱うよりもむしろ評判の特定の中心のところに切り替えることで生み出される取扱件数のプレッシャー、訴訟原因と何らの関係も持たない地域社会の市民にかかる陪審義務の負荷、事件が発生したところで当該事件を決することに対する地元の利益並びに裁判所に不案内な実体法ルールに従って事件を判断させることに見られる困難さ

## ⑤ 問題の所在<sup>(1)</sup>

- ・同一の契約や行為に基づき複数国の知的財産権侵害が問題となる場合：当事者間の紛争を単一の裁判所における1回の訴訟で解決し、当該判決の効力を国際的に承認しあうことが、費用等の面で両当事者の便宜に合う  
⇒ 州籍相違管轄権や付加管轄権を梃子に、連邦裁判所に複数国の請求を一括して提起することの可否<sup>(2)</sup>
- ・外国知的財産権であることを理由に管轄を否定すること及び州籍相違管轄権の場合に外国知的財産権であることをどのように考慮するのかということと、付加管轄権の議論において管轄を肯定すべきかどうかということには違いがあるのではないか？

### (2) 外国著作権関係訴訟における従来の議論状況<sup>(3)</sup>

#### ① 事物管轄一般：肯定例

##### a. *London Film* 事件<sup>(4)</sup>

- ・原告 London Film はイギリス法人。ニューヨークに本拠を有する被告 International Communications に対し、チリ及び南米諸国での著作権侵害行為について訴訟を提起
- ・判決概要：当法廷は本件訴訟における利害関係がないわけではない。当法廷としては、本管轄と関係を持っている外国国民が我が国の法律を守ってくれることについて、大いに利害関係を有する。我が国の国民が外国法に違反したとして訴えられた場合に、当該訴訟において当法廷が審理を拒絶するならば、外国の法廷で外国人による我が国の法律違反が問題となった場合に、その外国法廷が審理を拒絶する結果を招くであろう。
- ・Melville Nimmer のコンメンタールの一節<sup>(5)</sup>：外国の著作権法における侵害の有無を判断することは、外国行政庁の行為の有効性について判断していることにはならない。外国著作権法は、

<sup>(1)</sup> 横溝大「併管轄・保全管轄・国際的訴訟競合」7頁（「日本法の透明化」プロジェクト国際シンポジウム「知的財産権と涉外民事訴訟」提出ペーパー（2009年5月8日・9日開催））  
[[http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/chizai/symposium/paper/005\\_01\\_JPN\\_08May09\\_Yokomizo.pdf](http://www.tomeika.jur.kyushu-u.ac.jp/chizai/symposium/paper/005_01_JPN_08May09_Yokomizo.pdf)]

<sup>(2)</sup> 連邦裁判所と州裁判所の競合の関係であれば、後述する「自制（abstention）」が問題となろう。古田・前掲注(3)13頁。

<sup>(3)</sup> 古田・前掲注(3)23頁。

<sup>(4)</sup> *London Film Production Ltd. v. International Communications, Inc.*, 580 F.Supp. 47 (S.D.N.Y. 1984).

<sup>(5)</sup> M. Nimmer, 3 Nimmer on Copyright, at § 1703 (1982).



多かれ少なかれ、著作権の発生ないし対抗力付与について行政庁の形式的行為を必要とはしない（国家行為（act of states）は問題にならない）。

#### b. *Vanity Fair Mills* 事件（管轄否定例）への言及

- *Vanity Fair Mills* 事件<sup>(1)</sup>：カナダで生じた商標権侵害及び不正競争防止法違反事件に関するものであり、地裁が事物管轄権を行使しなかったことについて裁量権の濫用はないと判断
- 判決：「外国公務員が判断するのに適切な商標権の有効性について、アメリカの連邦地裁がこれを判断することが相応しいとは考えられない。これを行えば、カナダの行政庁や裁判所の職域に抵触することになる」<sup>(2)</sup>
- cf. *London Film* 事件：当該主張を著作権法に及ぼすことを退け、事物管轄権を肯定

#### c. *Boosey & Hawkes* 事件<sup>(3)</sup>

- 原告：ストラヴィンスキー作曲「春の祭典」の著作権の譲受人、18カ国における著作権侵害
- *Gilbert* 事件のファクター考慮：地裁は「公益」を強調する（審理の過程で外国著作権法や独禁法を適用することになり、これらが強い国家的関心事に基づく上に、アメリカの司法制度に不当な負荷を課すことになるという点）ものの、上訴審裁判所はこれを否定  
⇒ 本件においては、被告がアメリカ会社であること、契約がニューヨーク州で実質的に交渉され調印されたこと、契約の準拠法がニューヨーク法であることなどを総合的に勘案し、管轄を認めることが妥当
- cf. *Frink* 事件<sup>(4)</sup>、*Armstrong* 事件<sup>(5)</sup>

### ② 事物管轄一般：否定例

#### a. *Murray* 事件<sup>(6)</sup>

- イギリス人原告：イギリスの放送局（BBC）とその子会社を著作権侵害等（原告作成のキャラクターを、被告がアメリカのテレビで放映する権利がない）で提訴  
⇒ 準拠法がイギリス法であり、イギリスで生じた出来事が争われたこともあり、本件はイギリスの法廷と密接な結び付きがあるとして、不便宜法廷の抗弁によって訴えを却下

#### b. その他の事物管轄否定事案<sup>(7)</sup>

- 日本における聖書の和訳の出版権をめぐり、米国の財団法人が米国法人及び日本法人を訴えた事件<sup>(8)</sup>
- サウンドカードの著作権をめぐり、両当事者がシンガポール法人であり、シンガポールの法廷

(1) *Vanity Mills Fair, Inc. v. T.Eaton, Ltd.*, 234 F.2d 633 (2d Cir. 1956).

(2) *Id.* at 647.

(3) *Boosey & Hawkes Music Publishers, Ltd., Walt Disney & Co.*, 145 F.3d 481 (2d Cir. 1998).

(4) *Frink America, Inc. v. Champion Road Machinery Ltd.*, 961 F.Supp. 398 (N.D.N.Y. 1997).

(5) *Armstrong v. Virgin Records*, 91 F.Supp.2d 628 (S.D.N.Y. 2000). これは州籍相違管轄権に基づくものである。

(6) *Murray v. British Broadcasting Corp.*, 81 F.3d 287 (2d Cir. 1996).

(7) 古田・前掲注(3) 23頁。

(8) *Lockman Foundation v. Evangelical Alliance Mission*, 930 F.2d 764 (9th Cir. 1991)

に対抗訴訟が係属していることから、不便宜法廷地の抗弁が容れられた事案<sup>(1)</sup>

③ 補足：特許・商標事件等

- 外国特許の有効性判断について争われた *Packard Instrument Company* 事件<sup>(2)</sup>：管轄否定  
⇒ 外国裁判所が承認執行の局面でアメリカ裁判所の判断を尊重するかどうかについて自信が持てない

---

<sup>(1)</sup> *Creative Technology, Ltd., Aztech System Pte., Ltd.*, 61 F.3d 696 (9th Cir. 1995).

<sup>(2)</sup> *Packard Instrument Company, Inc. v. Beckman Instruments, Inc.*, 346 F.Supp. 408 (N.D.Ill 1972).

- *American Rice* 事件<sup>(1)</sup> (商標関連) : 被告がアメリカ法人であることから, *Vanity Fair Mills* 事件とは異なり, 管轄肯定

#### ④ 付加管轄権に関する事件<sup>(2)</sup>

- 付加管轄権 : 事案が “common nucleus of operative fact” から生じており, 同一の手続で審理されることが通常期待されているかどうか<sup>(3)</sup>
- 著作権事件で付加管轄権を否定した事例 : *Torah* 事件<sup>(4)</sup>  
⇒ 連邦法に基づく請求が認められないことから, 付加管轄権についても否定<sup>(5)</sup>

#### b. 補足 : 特許関係事件等

- 特許権侵害に関し, *Ortman* 事件<sup>(6)</sup> : 米国特許以外の外国特許に基づく請求  
⇒ 米国特許に基づく請求と併合して提起され, それら複数の請求の間に相互に十分な関連性があれば, 外国特許に基づく請求を含む全ての請求について, 包括的に連邦裁判所の事物管轄が及ぶ
- *Mars* 事件<sup>(7)</sup> : 日本特許権侵害が付加的に請求されたが, 同じ技術を判断対象としているにも関わらず, 最終的に併合請求否定
- *Voda* 事件<sup>(8)</sup> : 特許独立の原則, 国際礼讓, 法廷地の訴訟コスト, 「国家行為 (act of state doctrine)」などの諸々の事情を挙げ, 付加管轄権の行使を否定<sup>(9)</sup>

### (3) ALI 原則

#### ① 事物管轄一般 (211 条)

- 211 条 1 項 : ALI 原則が扱う対象に関する外国法上の請求につき審理判断することができる
- 211 条 2 項 : 登録型知的財産権の有効性について審理判断する場合には, その効力は当事者間のみで効力を有する (inter se)

---

<sup>(1)</sup> *American Rice, Inc. v. Arkansas Rice Grower's Coop. Ass'n*, 701 F.2d 408 (5th Cir. 1983).

<sup>(2)</sup> 古田・前掲注 (3) 13 頁。

<sup>(3)</sup> *United Mine Workers v. Gibbs*, 383 U.S. 715 (1966); *Sinclair v. Soniform*, 935 F.2d 599 (3d Cir. 1991) ; 横溝・前掲注 (1) 4 頁。

<sup>(4)</sup> *Torah Soft Ltd., v. Droshin*, 136 F.Supp.2d 276 (2001).

<sup>(5)</sup> ここで同様の事件として, *Martinez v. Simonetti*, 202 F.3d 625 (2d Cir.2000) とともに, 付加管轄によって生じる請求が新規であり, 外国法の適用に関する厄介な問題を引き起こすことから付加管轄を否定した *Information Res., Inc. v. Dun & Bradstreet Corp.*, 127 F.Supp.2d 411 (S.D.N.Y.2000) を挙げていることが注目される。

<sup>(6)</sup> *Ortman v. Stanray*, 371 F.2d 154 (7th Cir. 1967).

<sup>(7)</sup> *Mars Incorporated v. Kabushiki-Kaisha Nippon Conlux*, 24 F.3d 1368 (Fed.Cir. 1994) ; 横溝・前掲注 (1) 4 頁。

<sup>(8)</sup> *Voda v. Cordis*, 476 F.3d 887 (Fed.Cir. 2007)

<sup>(9)</sup> *SRAM Corp. v. Sunrace Roots Enter. Co.*, 390 F. Supp.2d 781(N.D.Ill. 2005).では, *Voda* 事件の結論を待つという形で事物管轄については pending にしている。

## ② 反訴、付加的請求及び抗弁に係る事物管轄権（212条）

- ・「元の請求が基礎とする取引や事件（occurrence）、若しくは一連の取引や事件から生じる、同一当事者間でのあらゆる請求及び防御」について、同一の裁判所で審理判断できる（212条1項）  
cf. ALI原則201条～207条に基づく対人管轄権の必要性  
⇒ 「取引的アプローチ」に基づいており、公平性と効率性の観点から判断

## ③ 確認判決（213条）

- ・確認判決：実体的な救済を求める訴えと同一条件下で提起され得る（213条1項）
- ・ALI原則213条の下で管轄権を行使する裁判所は、221条に規定する調整（coordination）の権限を有さない（213条4項）  
⇒ 確認判決の濫用を防ぐため

## ④ 暫定的措置及び保全的措置（214条）

- ・暫定的措置及び保全的措置<sup>(1)</sup>：201条～207条、221条～223条に規定する権限と合致する場合には管轄権を有する（214条1項）
- ・知的財産権の登録国若しくは有体財産の所在地国の裁判所に保全管轄を認め、当該措置の効力を法廷地国の領域に限定（214条2項）。

## 3. 領域管轄権（territorial jurisdiction）

### （1）はじめに

- ・領域管轄権：州裁判所ないし連邦裁判所がどの程度の地域的な管轄の範囲を有するのかという問題<sup>(2)</sup>
  - ① 州内に存在する不動産や銀行預金などに対する権利関係や、州内に存在する人の身分関係（離婚など）を、対世的に確定するための対物管轄権（in rem jurisdiction）
  - ② 実際に特定物上の権利で争いのある特定当事者間においてのみ当該物の権利を確定するための訴訟、及び州内で仮差押えた物に対してのみ執行するという前提で争われる（当該物とは必ずしも関係ない訴訟）、に関する準対物管轄権（quasi in rem jurisdiction）
  - ③ 州内で直接送達を受けたり、州内に本拠（domicile）のある者を被告としたりする場合の対人管轄権（in personam jurisdiction）

---

<sup>(1)</sup> 横溝・前掲注（1）16頁。

<sup>(2)</sup> 浅香・前掲注（2）47頁。

## (2) 従来の議論状況<sup>(1)</sup>

### ① 一般論

- ・領域管轄権：伝統的には、州内に存在するといいうる人及び物に関してのみ、州が権限を及ぼせる<sup>(2)</sup>
  - ⇒ 人及び物の移動が激しくなり企業活動も広域化すると、被告が他州にありつつ自州で事件を引き起こしたといいうる場合に、自州の州裁判所の民事管轄権を及ぼすと同時に州外での送達をも可能にする州法——ロング・アーム法 (long arm statute) ——が必要<sup>(3)</sup>
- ・*International Shoe* 事件：ロング・アーム法の適用を画するに当たっては、「フェアプレーと実質的正義に関する伝統的な概念」によるべき
- ・その後の判例において、2段階のテスト<sup>(4)</sup>：*Burger King* 事件によれば…
  - ① 被告と法廷地との「最小限度の接触 (minimum contacts)」
  - ② 「被告への負担，法廷州の利益，救済を売る原告の利益，もっとも効率的な紛争解決を得る州際司法制度の利益，実体的社会政策を促進する諸州共通の利益，の総合的衡量から，当該州裁判所の管轄権行使が不合理 (unreasonable) とされる場合」<sup>(5)</sup>

### ② インターネット環境での対人管轄権

#### a. 問題の所在

- ・インターネットの出現により、域外的な著作権侵害の問題が顕在化
  - ⇒ とりわけ対人管轄権 (personal jurisdiction) をめぐる問題についての議論の高まり<sup>(6)</sup>

#### b. 「3段階アプローチ」

- ・*Zippo* 事件<sup>(7)</sup>：対人管轄権行使の基礎をなす被告の行為に濃淡のスペクトラム (spectrum) があり，以下の3段階に分けられる
  - ① 一方のスペクトラムの極として，被告がインターネット上でビジネスを行っている場合であり，対人管轄権は肯定されるべきである。
  - ② もう片方のスペクトラムの極として，被告がただ単に情報をアップロードしただけという場合であり，受動的なウェブサイトに過ぎず，対人管轄権は否定されるべきである。

<sup>(1)</sup> 特にサイバースペースに関連する対人管轄権の議論については，MARGARET JANE RADIN, JOHN A. ROTHCHILD & GREGORY M. SILVERMAN, INTERNET COMMERCE: THE EMERGING LEGAL FRAMEWORK 467-539 (Foundation Press 2002); JONATHAN ZITTRAIN, JURISDICTION (Foundation Press 2005); リッチマン＝レイノルズ・前掲注 (2) 259 頁。一般的な問題については，浅香・前掲注 (2) 47 頁，リッチマン＝レイノルズ・前掲注 (2) 41 頁を参照。

<sup>(2)</sup> *Pennoyer v. Neff*, 95 U.S. 714 (1877)。山本・前掲注 (4) 246 頁も参照。

<sup>(3)</sup> *International Shoe Co. v. Washington*, 326 U.S. 310 (1945); *Hanson v. Denckla*, 357 U.S. 235, 250-251 (1958); *Burger King Cooperation v. Rudzewicz*, 471 U.S. 462 (1985)，浅香・前掲注 (2) 48 頁。

<sup>(4)</sup> 同様の考え方は，対人管轄権のみならず，対物管轄権 (in rem jurisdiction) や準対物管轄権 (quasi in rem jurisdiction) にも当てはまるとされる。

<sup>(5)</sup> *Burger King Cooperation v. Rudzewicz*, 471 U.S. 462 (1985)

<sup>(6)</sup> Radin et al, *supra* note 1, at 467.

<sup>(7)</sup> *Zippo Manufacturing Co. v. Zippo Dot Com, Inc.*, 952 F.Supp. 1119 (W.D.Pa. 1997); 山本・前掲注 (4) 249 頁。

③ その中間に位置する類型があり、インタラクティブなウェブサイト上で、ユーザーが情報交換を行っている場合である。この場合には、「双方向性 (interactivity)」の程度と、交換される情報の商業的な性格によって、対人管轄権を肯定すべきかどうか決定されるべきである。

⇒ 複数の裁判例を引用した後<sup>(1)</sup>、対人管轄権を肯定

・受動的なウェブサイトが問題となった事案：Cybersell 事件<sup>(2)</sup>

⇒ 対人管轄権否定

#### d. オンライン上の活動の「効果」について<sup>(3)</sup>

・Zippo 事件が示す「双方向性」の基準を採用しない裁判例

⇒ いわゆる「最小限度の接触」について、Calder v. Jones 事件<sup>(4)</sup> 以来の「効果テスト (effect tests)」（「法廷地に向けた意図的な行為 (intentional action) の効果」)

・Calder 事件：対人管轄権が肯定されるには、

① 「意図的な行為」が存在し

② それが法廷地に向けられて (aimed) おり<sup>(5)</sup>

③ それが法廷地において損害を生ずること (causing harm, the brunt of which is suffered---and the defendant knows is likely to be suffered---in the forum state)

・Panavision 事件<sup>(6)</sup>：単に他人の商標をドメインネームとして登録し、インターネット上に置いただけでは、「それ以上の何か (something more)」がなく、対人管轄権を肯定できない

#### e. 国際的な局面において

・Yahoo 事件<sup>(7)</sup>（ナチス関連物品の販売が問題となった事案）：フランス判決のアメリカにおける承認執行を阻止すべく、訴訟提起

・本件：「意図的な利用 (purposeful availment)」が問題とされ、裁判所は、「被告が、法廷地における住人として、原告に対して不正な (wrongful) 行為に従事していたかどうか」について判断

⇒ 結論として対人管轄権を肯定

---

<sup>(1)</sup> そこでは、*Compuserve, Inc. v. Patterson*, 89 F.3d 1257 (6th Cir. 1995); *Maritz, Inc. v. Cybergold*, 947 F.Supp. 1328 (E.D.Mo. 1996); *Inset Systems, Inc. v. Instruction Set*, 937 F.Supp. 161 (D.Conn. 1996); *Bensusan Restaurant Corp., v. King*, 937 F.Supp. 295 (S.D.N.Y. 1996); *Pres-Kap, Inc. v. System One, Direct Access, Inc.*, 636 So.2d 1351 (Fla.App. 1994)が挙げられている。

<sup>(2)</sup> *Cybersell, Inc. v. Cybersell, Inc.*, 130 F.3d 414 (9th Cir. 1997).

<sup>(3)</sup> Radin et al, *supra* note 1, at 489.

<sup>(4)</sup> *Calder v. Jones*, 465 U.S. 783 (1984) ; 山本・前掲注 (4) 246 頁。本件は州際的な名誉棄損に関する事案である。また、*Core-Vent Corp. v. Nobel Industries AB*, 11 F.3d 1482 (9th Cir. 1993)も参照。

<sup>(5)</sup> *Calder* 事件によれば、“directed” という表現ではない。もっとも、判決の後半部分では“direct” という語が登場する。

<sup>(6)</sup> *Panavision International, L.P v. Toeppen*, 141 F.3d 1316 (9th Cir. 1998)。本件はドメインネームに関する訴訟である。

<sup>(7)</sup> *Yahoo Inc. v. La Ligue Contre Le Racisme Et L'Antisemitisme*, 145 F.Supp. 1168 (N.D.Cal. 2001); Radin et al, *supra* note 1, at 498; Jittrain, *supra* note 1, at 7, 46.

## f. 管轄合意

- ・管轄合意：「合理性」が問題とされる<sup>(1)</sup>  
⇒ 相対交渉ではなく、いわゆる附合契約の下での管轄合意も有効とされる余地がある<sup>(2)</sup>。オンライン上の合意も有効<sup>(3)</sup>。

### (3) ALI 原則

#### ① 被告住所地管轄 (201 条)

- ・一般的な裁判管轄：被告住所地管轄

#### ② 管轄合意 (202 条)

- ・ハーグ条約に合わせ、「裁判所の選択合意」という語を用いる

#### ③ 法廷地に居住していない被告の出廷 (203 条)

- ・対人管轄権：当事者が出廷して異議を留め置かない場合には、事物管轄権と異なり、管轄が発生してしまう

#### ④ 法廷地に居住していない被告による侵害行為 (204 条)

- ・ALI 原則 204 条：従来の裁判例で争われてきた対人管轄権の問題点に対応する規定  
⇒ *Zippo* 事件以来の「双方向性」といった問題点に解消されず、より一般的な規定ぶり
- ・204 条 1 項：侵害に関する「実質的な行為または実質的な準備行為をした国（侵害行為地）」が基準
- ・204 条 2 項：結果発生地における訴訟。「モザイク的」な処理
- ・204 条 3 項：ある種の緊急管轄的な規定。WTO 加盟国での提訴を認める規定  
⇒ 保護水準の低い国でのいわゆる「法廷地漁り (forum shopping)」を防止する意図から

#### ⑤ 知的財産権に関する合意 (205 条)

- ・財産所在地管轄

---

<sup>(1)</sup> *M/S Bremen v. Zapata Off-Shore Co.*, 407 U.S. 1 (1972). また、道垣内正人『ハーグ国際裁判管轄条約』（商事法務, 2009 年）参照。

<sup>(2)</sup> *Carnival Cruise Lines, Inc. v. Shute*, 499 U.S. 585 (1991).

<sup>(3)</sup> 例えば, *Groff. V. America Online, Inc.*, 1998 WL 307001 (R.I.Super.Ct. 1998). 管轄の否定例として、同じく AOL が当事者となったものとして, *America Online, Inc. v. Superior Court*, 108 Cal.Rptr.2d 699 (Cal.Ct.App. 2001)がある。

#### ⑥ 複数の被告に対する人的管轄（206条）

- ・日本法の文脈でいう「主観的併合」に関する規定  
⇒ いわゆる「蜘蛛の巣上の蜘蛛（spider in the web）」と呼ばれる状況を念頭（日本法の文脈で行くなら、「一部実施」や「共同直接侵害」の議論に近い？）

#### ⑦ 国境を越えた紛争の管轄についての不十分な根拠（207条）

- ・単なる財産所在地等では足りず、密接な関連を判断するに当たってのファクターを示している

### 4. 簡素化のための管轄（simplification）

#### （1）はじめに<sup>(1)</sup>

- ・複数国において、同一当事者間でほぼ類似の問題について複数の訴訟が提起される事態  
⇒ 裁判所同士が協力するか、あるいは特定国の裁判所に審理を集中させるべきかどうか

#### （2）従来の議論状況

- ・訴訟競合の状況：最初の受訴裁判所に優先権を認める大陸法型と、いわゆる不便宜法廷地の考え方を採用する英米法型に大別
- ・アメリカ法の国内事案：連邦裁判所・州裁判所間での訴訟競合に適用される「自制（abstention）」<sup>(2)</sup>や訴訟差止命令の可否といった点が問題
- ・連邦裁判所と外国裁判所間での訴訟競合：不便宜法廷地の法理、「国際礼讓（international comity）」、「他に係属している訴訟（lis alibi pendens）」<sup>(3)</sup>、訴訟差止命令といった手法により規律を図る<sup>(4)</sup>

#### （3）ALI原則

##### ① 最初に提起された裁判所の調整権限（221条）

- ・複数国での訴訟手続を集中させる（consolidate）か、それとも裁判所間での協力（cooperation）を行うのか  
⇒ 最初に提起された裁判所に調整権限（coordination authority）を付与（221条）  
cf. ALI原則212条と同様の文言

---

(1) 古田啓昌『国際訴訟競合』（信山社，1997年）。

(2) *Colorado River Water Conservation District v. United States*, 424 U.S. 800 (1975)；古田・前掲注（1）17頁。

(3) 古田・前掲注（1）28頁。

(4) 詳細は、古田・前掲注（1）19頁以下。



## ② 調整の判断及び手続の集中（222 条）

- ・調整の結果として，協力（cooperation）か集中（consolidation），またはその 2 つの組み合わせがあり得る（222 条 1 項）。
- ・一番の問題：いかなる場合に手続集中を認めるか  
⇒ 基準：ALI 原則 222 条 4 項に規定

## ③ 他の裁判所による紛争処理（223 条）

- ：他国の裁判所で訴訟手続が係属する場合に，その他の裁判所がいかなる義務を負うのか  
⇒ 手続中止，協力の命令，手続の集中の命令 etc

## 5. 結語

## フランス国際私法

### 国際裁判管轄（国際私法の一般法）

#### 第1 民法典 14条・15条

##### 民法典 14条

「外国人は、フランスの居住者でない場合でも、フランス人との間にフランスにおいて外国人が負った義務の履行のために、フランスの裁判所に召喚される。外国人は、その者によって、フランス人に対して、外国人が外国で負った義務のためにフランスの裁判所に召喚される。」

##### 民法典 15条

「フランス人は、外国人との間においてであっても、外国において外国人によって締結された義務のために、フランスの裁判所に召喚される。」

民法典 14条および 15条によれば、訴訟当事者の少なくとも一方か双方がフランス人である訴訟である場合に、フランスの裁判所に管轄が生じるとされる。ただし、これらの規定の適用は、次のように修正されている。

#### 1 外国人間の紛争に対する無管轄の原則の放棄 (l'abandon du principe d'incompétence des juridictions françaises dans les litiges entre étrangers)

かつて、民法典 14条および 15条の反対解釈により、外国人間の紛争についてフランスの裁判所は管轄を有しないという原則があった (C.Cass.civ. 17/7/1826)。現在では、外国人の紛争に対するフランスの裁判所の無管轄の原則は、放棄されている (C.Cass.civ. 21/6/1948 Patino 事件)。

#### 2 管轄に関する国内規範の拡張

外国人間の紛争についてもフランスの裁判所の管轄を認めることになれば、フランスにおいて外国人間の紛争に適用される国際裁判管轄の規範を定めなければならない。破毀院は、フランスの裁判所における国際管轄は国内における管轄の規範を国際紛争にも拡張することによって定めるとの原則を採用した (C.Cass. civ. 19/10/1959 Pelassa 事件、C.Cass. civ. 30/10/1962 Scheffel 事件)。

#### 3 民法典 14条・15条の位置づけ

そこで、フランスの国内の土地管轄の規範を拡張した場合に生じる地域的關係と、14条および 15条による人的關係が競合することが生じるが、この場合、フランスの裁判所は、地域的關係を優先適用する。裁判所は、民法典 14条の規定は、フランスにおいて、地域管轄の通常の基準がいつでも働かない場合にのみ適用されると判断し、この立場を明らかにした (C.Cass. civ. 19/11/1985 Cognacs and Brandies from France 事件)。

#### 4 特別規定 (règles exorbitantes) としての民法典 14条および 15条の性質

民法典 14条および 15条は、「フランス国籍」に基づき管轄に対する「特権」を与えたものである。

##### (1) 適用範囲

民法典 14 条および 15 条は、条文の文言どおり財産権上の訴えに限定されるのではなく、非財産権上の訴えにも適用される。

ただし、外国で行われるべき強制執行および外国に所在する不動産に関する訴訟及び不動産分割訴訟には、これらの規定は適用されない (C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 27/5/1970)。

## (2) 国籍要件

民法典 14 条および 15 条に基づく管轄は、当事者の国籍に基づいて生じる (C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 21/3/1966 Métropole 事件)。ブリュッセル規則 I (以下「BRI」) 4 条 2 項によって、訴え提起の日にフランスに住所を有する自然人および法人も、民法典 14 条および 15 条を主張できることになると解釈される。

## (3) 効果

### ①任意の管轄

14 条および 15 条の規定は、フランス国籍を有する者に対して特権を与えた任意の管轄にすぎず、フランス人である原告は常に 14 条および 15 条に基づく利益を明示または黙示に(仲裁合意や管轄合意、応訴によって)放棄することができる。

### ②専属管轄ではない

かつて民法 14 条および 15 条は、フランス国籍を有する者に対するフランスの裁判所の専属管轄を認めたものと解されていた。しかし、現在では専属管轄でないことが明らかとされている (15 条につき、C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 23/5/2006 Prieur 事件。14 条につき、C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 22/5/2007 BDL 事件)。したがって、外国裁判所が下した判決のフランスにおける執行が問題となった時に、14 条および 15 条はもはや執行を否定する根拠にはならない。

## 第2 国内規範の拡張 (とその修正)

フランスでは、原則として、国内規範を国際裁判管轄に拡張することによって、国際裁判管轄を決定する。

### 1 国内規範の適用の拡張

#### (1) 被告の住所地

反対の規定がない限り、被告の住所地がフランスにあれば、フランスの裁判所が管轄を有する (新民事訴訟法典 (「NCPC」) 42 条 1 項)。

被告が知れたる住所も居所もない場合、原告は、フランスに住所を有する場合にはその住所地の裁判所に、また、外国に住所を有する場合にはフランスの裁判所ならどこにでも提訴することができる (NCPC42 条 3 項)。この場合、原告の国籍は問わないようである。

なお、フランス国際私法は、*Forum non conveniens* の理論 (連結関係がないことを理由として管轄裁判所が管轄を拒否できる) を採用していない。

#### (2) 不動産に関する訴訟

不動産所在地がフランスであれば、フランスの裁判所が専属管轄を有する (NCPC44 条)。

#### (3) 契約に関する訴訟

物の現実的引渡場所またはサービス提供の履行場所がフランスにあればフランスの裁判所に管

轄が認められる (NCPC46 条 1)。

(4) 不法行為に関する訴訟

損害をもたらす事実が発生した地または損害発生地がフランスにあればフランスの裁判所に管轄が認められる (NCPC46 条 2)。

(5) 混合訴訟 (たとえば、不動産売買の無効訴訟)

不動産所在地がフランスであれば、フランスの裁判所に管轄が認められる (NCPC46 条 3)。

(6) 保全処分

フランスの裁判所が本案について管轄権を有する場合、フランスの裁判所が保全処分についても国際裁判管轄権を有する。

また、債務者の住所地がフランスにある場合にも、フランスの裁判所に管轄が生じ (デクレ 92-755 号 211 条 1 項)、フランスが保全措置の執行場所である場合にも、フランスの裁判所の管轄が生じる (C.Cass. civ. 6/12/1989)。

ただし、本案で判断されるべき事項 (たとえば債権の存否や金額) については、判断できない (C.Cass. civ. 17/1/1995)。

(7) 主観的併合

共同被告の一人の住所地がフランスに存在する場合、他の共同被告に対してもフランスの裁判所に国際裁判管轄を認めることができる (NCPC42 条 2 項)。

(8) 派生的管轄

フランスの裁判所が本案に対する管轄を有する場合、防御方法が専属管轄を生じるものでない限り、本案を審理するフランスの裁判所が本案に対する防御方法についても管轄を有する (NCPC49 条)。

付帯請求については、主たる請求を管轄する裁判所が管轄を有する (NCPC51 条)。訴訟参加については、元来の請求に係属する裁判所が管轄を有する (NCPC333 条)。

(9) 重複訴訟 (litispendence) ・ 関連訴訟 (connexité)

NCPC100 条によれば、重複訴訟 (当事者が同一で、請求が同一の目的および原因である訴訟) の場合、後に訴えが係属した裁判所は、当事者の申し出により訴えを却下する。申し出がない場合にも、職権で却下することができる。かつて、フランスの裁判所は、涉外性のある場合に、重複訴訟として訴えを却下することに消極的であったが、現在では、一般法を適用し、重複訴訟として却下できると判断する (C.Cass. civ. 26/11/1974 *Miniera di Fragne* 事件)。ただし、外国判決がフランスの裁判所において承認されない場合には、重複訴訟として却下しない。また、重複訴訟の場合に後の訴えを義務的に却下するのではなく、裁判所の裁量とされる (同事件) 点において、BRI27 条 1 項の規定と異なる。

NCPC101 条は、外国裁判所に係属している事件と関連する事件がフランスの裁判所に係属している場合、すなわち、両訴訟が矛盾を生じる性質の関係にある場合 (C.Cass. 1<sup>è</sup> ch. civ. 22/6/1999 *Benichou* 事件)、いずれか一つの裁判所に対して、管轄権の喪失と移送を求めることができると定める。フランスの裁判所は、涉外性のある場合に、関連訴訟として管轄権の喪失と移送ができ

ると判断するが、義務的ではなく、裁判所の裁量である（同事件）。

### 第3 合意管轄

#### 1 裁判管轄の合意

原則として、商人間では合意により土地管轄を排除することができるが、私人間では裁判管轄の合意は記載されなかったものとみなされる（NCPC48条）。しかし、涉外性を有する場合には、私人間でも、フランスの専属管轄を排斥するものでない限り、合法である（C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 17/12/1985 Cie de signaux et d'entreprises d'électrique 事件）。

#### 2 仲裁合意

一般法では、仲裁合意が認められるのは、事業活動のために締結された契約に関してである（民法2061条）。しかし、国際関係における仲裁合意については、このような限定はなく、仲裁合意は有効とされる（C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ.4/7/1972）。

### 外国判決の執行（*exequatur*）

1 外国判決の承認・執行の要件の要件は裁判例の蓄積によって構築されたものであるが、緩和の傾向にある（NCPC509条。民法典2412条。なお、BRI32条以下）。

#### 2 判例の流れ

##### (1) 本案の見直しを行うという原則の放棄

Parker 判決（C.Cass civ. 19/4/1819）以降、本案の見直しを行うというのが、フランスの伝統的な立場であった。しかし、Munzer 判決（C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 7/1/1964）は、本案の見直しを行うという原則を放棄した。その結果、外国判決の執行の要件は、①間接的管轄権があること、②フランスの抵触法に従った準拠法の適用、③外国裁判所における手続きが適法であること、④公序に合致すること、⑤法律の詐欺がないこと、となった。

##### (2) 要件の緩和

Bachir 判決（C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 4/10/1967）は、Munzer 判決で要求されていた③の外国裁判所における手続きの適法性の要件について、国際的公序を遵守したかどうかによって判断すればよいと判断した。

さらに、Cornelissen 判決（C.Cass.1<sup>e</sup> ch. civ. 20/2/2007）は、Munzer 判決で要求されていた②のフランスの抵触法に従った準拠法の適用の要件（ただし、フランスの抵触法と外国の抵触法との同一性がなくても、フランスの抵触法による準拠法が外国判決と同じ結論になるときはこの要件を満たすと解釈されていた）を外した。

#### 3 外国判決の執行の要件（現在）

以上より、現在、外国判決の執行の要件は、①判決を下した外国裁判所に間接的管轄権があること、②本案および手続き（特に防御権の尊重）に関する国際的公序に合致すること、③法律の詐欺（*fraude à la loi*）がないこと、の3要件を満たすかどうかによって判断される。

①については、当該外国の国際裁判管轄の基準を適用して当該外国裁判所に管轄があることとフランスの国際裁判管轄の基準を適用して当該外国裁判所に管轄があることとされる。ただし、フランスの国際裁判管轄の規範がフランスの裁判所に専属管轄を認めない場合、裁判が係属した

国との関係が明確であり、その管轄の選択が濫用的でない場合には、外国裁判所の管轄が認められる（C.Cass. 1<sup>è</sup> ch. civ. 6/2/1985 Simitch 事件、前掲 Prieur 事件）

②については、特に防御権の尊重していることが考慮される。

③法律の詐欺（*fraude à la loi*）とは、一般的には、通常適用されるべき準拠法の回避を意味するが、外国判決の執行（*exequatur*）の要件としては、準拠法の回避を意味するだけでなく、管轄裁判所の回避（*fraude à la jurisdiction*）の意味も含まれる。

## 知的財産権の国際裁判管轄

### 1 著作権に関する国際裁判管轄

著作権に関する国際裁判管轄に関しては、知的財産法典に特別な規定はなく、国際裁判管轄の一般法に従って解決される。

#### (1) 契約に関する国際裁判管轄

義務履行地の裁判所（NCPC46条1号、BR I 5.1条）が管轄裁判所となる。契約において管轄合意や仲裁合意があればそれに従う。

#### (2) 著作権侵害に関する国際裁判管轄

損害発生地または損害の原因となる事実が生じた地の裁判所が管轄裁判所となる（NCPC46条2号、BRI5条3項）。

### 2 特許権に関する国際裁判管轄

特許権に関する国際裁判管轄に関しては、知的財産法典に特別な規定はなく、国際裁判管轄の一般法に従って解決される。

#### (1) 特許権の登録および有効性に関する訴訟

フランスで登録された特許権の有効性に関する訴訟は、フランスの裁判所が専属管轄を有する（セヌ裁判所 1875年3月31日以降一貫している）。外国特許の有効性についてはフランスの裁判所は管轄を有しない。他の工業所有権も同様。登録についても同様とされる。理由は、国家的権利が問題となる性質の訴訟であること、権利の付与は国家的なサービスであること。失権、出願についても同様（BRI22条4項）。

#### (2) 特許権の帰属に関する訴訟

フランスにおいては、発明の単一性の原則（1つの発明には一人の発明者しか存在しない）が支配的見解である。したがって、フランスで特許が成立している場合のフランスの特許権または外国の特許権の権利者を確認する訴訟、さらに、それらの特許権の移転を命じる訴訟については、フランスの裁判所が専属管轄を有する。ただし、外国特許に関するフランスの裁判所の判断は、原告の名で権利の移転を命じることしか請求の目的とし得ず、当該外国に権利の移転を命じることはできない。

ただし、上記の見解は学説から批判されている。

#### (3) 特許権の利用に関する訴訟

義務履行地の裁判所（NCPC46条1号、BRI5条1項）が管轄裁判所となる。契約において管轄合意や仲裁合意があればそれに従う。

#### (4) 特許権侵害訴訟

専属管轄ではない。損害発生地または損害の原因となる事実が生じた地の裁判所が管轄裁判所となる（NCPC46条2号、BRI5条3項）。

侵害訴訟において被告が特許無効の抗弁を主張する場合、①専属管轄であることを理由として侵害訴訟における審理を認めない立場（Jacques Azéma, Jean-Christophe Galloux,

Dalloz précis) と、②侵害訴訟における審理を肯定する立場に分かれる。

※C.Cass. 1<sup>è</sup> ch. civ. 31/1/2006 Agrisilos c/ GRE Manufacturas 事件

フランスの裁判所に係属中の特許権侵害訴訟事件において、侵害者側が、特許の有効性の問題はスペインの裁判所の専属管轄であると主張したのに対し、裁判所は、16条4項（現BRI22条4項）は同条所定の権利の帰属を前提とする訴訟には適用されないのであり、そのような本訴が係属していなかった（抗弁として主張されたに過ぎなかった）控訴院が専属管轄を否定したことを正当と判断した。

#### (5) 消極的確認訴訟

侵害不存在確認訴訟（action en déclaration de non-contrefaçon）が提起された場合には、権利者が、侵害訴訟を提起しようとしても、「同一当事者間の同一の対象および同一の原因」の訴えに該当するので、後に侵害訴訟が係属した裁判所は、先に消極的確認訴訟が係属した裁判所の管轄が確定されるまで、手続きを中止することになる（BRI27条1項）。したがって、権利者の権利行使を妨げるために消極的確認訴訟を用いることが可能となる（Torpedo Actions / Actions torpilles）。

しかし、フランスの裁判所では、後発の侵害訴訟は妨げられない。①既述のように、フランスでは、後発訴訟の却下は義務的ではないとされること、②後発の知的財産権侵害訴訟が阻止されることの不利益が、その理由として挙げられる。

### 3 知的財産権に関する裁判例

#### (1) 許諾の範囲を超える利用

※C.Cass. 1<sup>è</sup> ch. Civ. 21/11/2006

許諾の範囲を超えたまたは許諾に合致しない著作物の利用（具体的には、何ら出版契約もないのに絵本「Ok Corral」を利用したこと、契約書に定められていないのに絵本「Oklahoma Jim」を景品の形式で公表したこと、絵本「Kid Lucky」については出版契約しかないのに著作者の承諾なく商品にキャラクターを利用したこと）について、BRI5条3項を適用するのは誤りであると上告人が主張したことに対し、破毀院は、当事者間に自由に締結された契約関係がないことを理由とするBRI5条3項に基づく請求について、損害をもたらす事実が発生した地としてフランスの管轄を認めた原審の判断を正当とした。

さらに、破毀院は、フランスの領土でおかされた絵本の製造・頒布またはフランスで翻案され頒布された製品の製造・頒布の事実のみに限定して判断した原審の判断を正当とした。

#### (2) 「損害をもたらす事実が生じた」地の解釈

サイト上で侵害行為が行われた場合、フランスにおいて単にアクセス可能というだけで、フランスの裁判所の管轄が認められるかどうか。この場合、単にアクセス可能という事実をもとに管轄を肯定した判例もあるが(a)、管轄を否定する見解が有力のようである(b)。管轄の有無を判断するにあたっての基準としては、フランスの国民をターゲットにし、フランスにおいて商品が入手可能であったかどうかによって区別する。なお、一部の著作権侵害については肯定できるという見解(c)もある。

##### a) 管轄を肯定

※C.Cass.1<sup>è</sup> ch. civ. 9/12/2003 Cristal 事件



スペイン法人が、スペインに所在するサイトにおいて、フランスの商標権侵害品であるスパークリングワインを販売していた事件。

被告が、「ブリュッセル条約 5 条 3 項は、損害がその地で実際に発生したことを前提としているのであって、理論的に可能であること前提としているものではない」と争ったのに対し、破毀院は、「控訴院は、スペインでのインターネットサイトの利用という事実によってフランスで生じた損害の予防と回復のためにフランスの裁判所の管轄を認めたが、このサイトが、受け身ではあるが、フランスでアクセス可能であったことを確認しているから、援用された損害はサイトにおける発信が唯一の事実であるが、その損害は仮想のものでも不確実なものでもない」とし、フランスから当該サイトにアクセス可能であることを理由として、フランスの裁判所の管轄を肯定した。

#### ※C.Cass. Com. 20/3/2007 HSM Schuhmarketing 事件

ドイツ語のインターネットサイト上でコピー商品を販売しているドイツに本店所在地のある会社を、フランス法人が、不正競争法違反でフランスの裁判所に訴えた事件。

上告人は、控訴院が、被上告人である権利者はそのサイトにおいてフランスでの販売行為があったことを立証していないと主張したが、破毀院はフランスでの侵害を生じさせるものであると判断し、フランスの裁判所の管轄を肯定した。

#### b) 管轄を否定

##### ※C.Cass. Com. 11/1/2005 Hugo Boss 事件

国際裁判管轄が問題となった事件ではないが、フランスにおいて商標権侵害が行われたか否かが問題となった事件。原告は、Hugo Boss などの商標権者であり、たばこ製造業者である被告がネット上で Boss 商標を使用していた事件において、フランスでの商標権侵害の有無が問題になった。破毀院は、本件サイトがフランス語で記述されていないこと、フランスにおいて商品は入手可能ではなかったことを理由として、本件サイトはフランスの公衆に向けられたものではないとし、フランスでの商標権侵害を認めなかった原審の判断を正当とした。

##### ※C.Cass. Crim. 9/9/2008 ilfoglio 事件

イタリア国籍の個人が、イタリア人の著作者がル・モンド紙に掲載された記事を、イタリアの日刊紙に紙媒体とインターネット版で掲載して、複製・頒布したため、著作権侵害罪に問われた事件。

フランスの裁判所が管轄を有するかが争点となり、原審（パリ控訴院 2007 年 9 月 25 日）は、インターネット版がフランスでアクセス可能であったことなどを理由として、フランスの裁判所の管轄を認めた。

破毀院は、紙媒体の新聞がフランスで頒布されていなかったこと、www.ilfoglio.it のアドレスでアクセスできるインターネット上のサイトがイタリア語のみで記載されフランスの公衆に向けられたものではなかったこと、フランスから日刊紙の注文もなされ得なかったことを理由として、行為がフランスで行われたものなのか確認していない原審の判断は理由がないとし、破棄差戻した。

#### c) 特定のケースについて管轄を肯定する見解

著作者人格権がサイトで侵害されている場合、著作者人格権の侵害はサイトがアクセス可

能になるだけで生じるので、そのサイトにアクセス可能なすべての国が管轄を有すると解する見解がある。

媒体が存在せず、知的財産権侵害が完全にネットのみで行われる場合には、サイトへアクセス可能であると同時に侵害品が入手可能であるから、そのサイトにアクセス可能なすべての国が管轄を有すると解する見解がある。

(3) ネット上の侵害でない場合

※C.Cass. 1<sup>e</sup> ch. civ. 25/3/ 2009 Sinequanone 事件

原告であるフランス法人 Reuven's II は、婦人用プレタポルテを自身のブティックおよび小売業者を通じて販売しており、様々な商品の型に対する著作権を有している。原告は、その顧客であるドイツにおける小売業者からの情報提供により、本件の被告であるデンマーク法人 Saint-Tropez がハンブルクにあるショールームでコピー商品と思われる商品を展示していると知った。そこで、原告は、フランスのブティックに侵害品を注文させ、100 点以上の商品がフランスに届けられた。原告は、被告をパリ商事裁判所に知的財産権侵害と不正競争を理由に提訴したが、パリ商事裁判所は管轄を否定した。これに対し、パリ控訴院（2008 年 2 月 20 日）は、フランスの裁判所の管轄を肯定した。そこで、デンマーク法人が上告、破毀院は、フランスの裁判所の管轄を肯定した。

破毀院は、損害をもたらす事実が発生した地を、侵害品の引き渡しが行われた地であるフランスであると判断し、フランスの管轄を肯定した。フランスにおける発注と履行が問題なく進められたことが考慮された。また、控訴院は、フランスの管轄をフランスで生じた損害をもたらす事実限定している（ドイツでの侵害の事実は関知しない）から、上告は理由がないと判断した。

(4) 損害の範囲

損害が発生した地が管轄裁判所である場合、裁判所は、その管轄地において生じた損害に限定して管轄を有し、被告の住所地が管轄裁判所である場合、裁判所は、生じた損害全体について管轄を有するという見解が主流。

※C.Cass 1<sup>e</sup> ch. civ. 16/7/1997 Pergamon Press 事件

イギリスで編集された刊行物がイギリスで頒布された結果、著作権侵害の一部がフランスで行われフランスにおいて損害が発生した事件。

①被害者は、侵害者の所在地の国の裁判所に訴えることができ、その場合に、裁判所は、結果として生じた損害の全体を回復について管轄を有する。さらに、②被害者は、侵害品が頒布されている国の裁判所に訴えることができ、その場合に、裁判所は、その締約国において生じた損害に限って管轄を有すると判断。

※C.Cass 1<sup>e</sup> ch. civ. 9/12/2003 Cristal 事件も同旨